工　種	土木設計業務等共通仕様書（案）

改　　定	現　　行	備　考
設計業務等共通仕様書 福岡県県土整備部 令和７年１０月	設計業務等共通仕様書 福岡県県土整備部 令和６年１０月	

改　定	現　行	備　考

第１編　共通編

目　次

第１編　共通編 ･･ 1
第１章　総則 ･･ 1

１章　総則

第1111条　打合せ等

１．　設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

　なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

２．　設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

３．　管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

４．　打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。

５．　監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※1「ウィークリースタンス」※2に努める。

※1 ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、１日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、１日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

※2 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

第１編　共通編

目　次

第１編　共通編 ･･ 1
第１章　総則 ･･ 1

第１章　総則

第1111条　打合せ等

１．　設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

　なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

２．　設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

３．　管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

４．　打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。

５．　監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、１日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、１日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

(R7)

改　　定	現　　行	備　考
第1140条　新技術の活用について 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS 登録技術が明らかになった場合は、調査職員に報告するものとする。 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、「「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領」（令和 6 年 4 月一部改正）により以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 対象外 1．　受注者は、発注者指定型によりNETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。 2．　受注者は、施工者希望型によりNETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。	第1140条　新技術の活用について 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS 登録技術が明らかになった場合は、調査職員に報告するものとする。 受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETIS に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成26 年3 月28 日、国官総第344 号、国官技第319 号）、「「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成26 年3 月28 日、国官総第３４５号、国官技第３２０号、国営施第１７号、国総施第１４１号）による必要な措置をとるものとする。 1．　受注者は、発注者指定型によりNETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。 2．　受注者は、施工者希望型によりNETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。	

(R7)

改　定	現　行	備　考

（参考）主要技術基準及び参考図書

R7.3 現在

No.	名　称	編集又は発行所名	発行年月
〔1〕共　通			
1	国土交通省制定　土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	―
2	土木製図基準[2009 年改訂版]	土木学会	H21.2
3	水理公式集 2018 年版	土木学会	R 元.3
4	JIS ハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R7.3
6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土交通省	R 元.9
7	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17.3
8	建設機械施工安全技術指針　指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18.2
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12.3
10	土木工事共通仕様書	国土交通省	R7.3
11	地盤調査の方法と解説（2 分冊）	地盤工学会	H25.3
12	地盤材料試験の方法と解説(2 分冊)	地盤工学会	R2.12
13	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28.10
14	公共測量　作業規程の準則	国土交通省	R5.3
15	公共測量　作業規程の準則　基準点測量記載要領	日本測量協会	R5.3
16	公共測量　作業規程の準則（平成 28 年 3 月 31 日改正版）　解説と運用　基準点測量、応用測量編	日本測量協会	R6.4
17	公共測量　作業規程の準則（平成 28 年 3 月 31 日改正版）　解説と運用　地形測量及び写真測量編	日本測量協会	R6.6
18	測量成果電子納品要領	国土交通省	R6.3
19	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19.11
20	基本水準点の 2000 年度平均成果改定に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13.5
21	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	R6.2
22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	R6.3
23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	R6.3
24	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H30.3
25	2022 年制定　コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	R5.3
26	2023 年制定　舗装標準示方書	土木学会	R5.10
27	2023 年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	R5.9

（参考）主要技術基準及び参考図書

R6.3 現在

No.	名　称	編集又は発行所名	発行年月
〔1〕共　通			
1	国土交通省制定　土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	―
2	土木製図基準[2009 年改訂版]	土木学会	H21.2
3	水理公式集 平成 11 年版	土木学会	H11.11
4	JIS ハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R6.3
6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土交通省	R 元.9
7	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17.3
8	建設機械施工安全技術指針　指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18.2
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12.3
10	土木工事共通仕様書	国土交通省	R6.3
11	地盤調査の方法と解説（2 分冊）	地盤工学会	H25.3
12	地盤材料試験の方法と解説(2 分冊)	地盤工学会	H21.11
13	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28.10
14	公共測量　作業規程の準則	国土交通省	R2.3
15	公共測量　作業規程の準則　基準点測量記載要領	日本測量協会	H29.4
16	公共測量　作業規程の準則（平成 28 年 3 月 31 日改正版）　解説と運用　基準点測量、応用測量編	日本測量協会	H28.3
17	公共測量　作業規程の準則（平成 28 年 3 月 31 日改正版）　解説と運用　地形測量及び写真測量編	日本測量協会	H28.3
18	測量成果電子納品要領	国土交通省	R6.3
19	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19.11
20	基本水準点の 2000 年度平均成果改定に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13.5
21	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H26.5
22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	R6.3
23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	R6.3
24	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H30.3
25	2017 年制定　コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H30.3
26	2014 年制定　舗装標準示方書	土木学会	H27.10
27	2013 年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	H25.10

(R7)

改定					現行					備考
	28	2023年制定　コンクリート標準示方書　【土木学会規準および関連規準】＋【JIS規格集】	土木学会	R5.10		28	2018年制定　コンクリート標準示方書　【土木学会規準および関連規準】＋【JIS規格集】	土木学会	H30.10	
	29	2022年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	R5.3		29	2018年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H30.10	
	30	2023年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	R5.9		30	2017年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H30.3	
	31	2022年制定　コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	R6.9		31	2012年制定　コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	H25.3	
	32	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	R2.3		32	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	R2.3	
	33	ＣＡＤ製図基準	国土交通省	H29.3		33	ＣＡＤ製図基準	国土交通省	H29.3	
	34	ＣＡＤ製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H29.3		34	ＣＡＤ製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H29.3	
	35	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	R5.3		35	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	R2.3	
	36	ボーリング柱状図作成及び ボーリングコア取扱い・保管要領（案）・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会	H27.6		36	ボーリング柱状図作成及び ボーリングコア取扱い・保管要領（案）・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会	H27.6	
	37	コンクリートライブラリー66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3.4		37	コンクリートライブラリー66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3.4	
	38	2016年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説／〔山岳工法編〕・同解説	土木学会	H28.8		38	2016年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説／〔山岳工法編〕・同解説	土木学会	H28.8	
	39	2016年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説／〔シールド工法編〕・同解説	土木学会	H28.8		39	2016年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説／〔シールド工法編〕・同解説	土木学会	H28.8	
	40	2016年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説／〔開削工法編〕・同解説	土木学会	H28.8		40	2016年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説／〔開削工法編〕・同解説	土木学会	H28.8	
	41	地中送電用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会	S57.3		41	地中送電用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会	S57.3	
	42	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11.2		42	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11.2	
	43	日本下水道協会規格（ＪＳＷＡＳ） シールド工事用標準セグメント（Ａ－３，４）	日本下水道協会	H13.7		43	日本下水道協会規格（ＪＳＷＡＳ） シールド工事用標準セグメント（Ａ－３，４）	日本下水道協会	H13.7	
	44	除雪・防雪ハンドブック（除雪編）、（防雪編）	日本建設機械施工協会	H16.12		44	除雪・防雪ハンドブック（除雪編）、（防雪編）	日本建設機械施工協会	H16.12	
	45	軟岩評価ー調査・設計・施工への適用	土木学会	H4.11		45	軟岩評価ー調査・設計・施工への適用	土木学会	H4.11	
	46	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 （JGS4101-2012）	地盤工学会	H24.5		46	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 （JGS4101-2012）	地盤工学会	H24.5	
	47	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15.5		47	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15.5	
	48	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	R6.10		48	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23.9	
	49	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	R6.10		49	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H23.9	
	50	大深度土留め設計･施工指針(案)	先端建設技術センター	H6.10		50	大深度土留め設計･施工指針(案)	先端建設技術センター	H6.10	
	51	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H4.3		51	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H4.3	

(R7)

改定					現行					備考
	52	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会	平成元.6		52	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会	平成元.6	
	53	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	H30		53	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	毎年発行	
	54	薬液注入工法積算資料	日本グラウト協会	R6.6		54	薬液注入工法積算資料	日本グラウト協会	毎年発行	
	55	近接基礎設計施工要領（案）	建設省土木研究所	S58.6		55	近接基礎設計施工要領（案）	建設省土木研究所	S58.6	
	56	煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19.7		56	煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19.7	
	57	高圧受電設備規程	日本電気協会	R2		57	高圧受電設備規程	日本電気協会	H26.5	
	58	防災設備に関する指針-電源と配線及び非常用の照明装置- 2004 年版	日本電設工業協会	H16.9		58	防災設備に関する指針-電源と配線及び非常用の照明装置- 2004 年版	日本電設工業協会	H16.9	
	59	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・昇降機センター	H7.8		59	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・昇降機センター	H7.8	
	60	日本建設機械要覧 2022 年版	日本建設機械施工協会	R4.3		60	日本建設機械要覧 2016 年版	日本建設機械施工協会	H28.3	
	61	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第 3 版)	日本建設機械施工協会	H13.2		61	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第 3 版)	日本建設機械施工協会	H13.2	
	62	建設発生土利用技術マニュアル 第 4 班	土木研究センター	H25.11		62	建設発生土利用技術マニュアル 第 4 班	土木研究センター	H25.11	
	63	[新訂]建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル広報推進会議	H14.11		63	[新訂]建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル広報推進会議	H14.11	
	64	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	R6.8		64	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行	
	65	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版（案）	国土地理院	H20.3		65	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版（案）	国土地理院	H20.3	
	66	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】 第 2.3 版	国土地理院	H26.4		66	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】 第 2.3 版	国土地理院	H26.4	
	67	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H24.5		67	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H24.5	
	68	地すべり対策技術設計実施要領 H19 年度版	斜面防災対策技術協会	H19.11		68	地すべり対策技術設計実施要領 H19 年度版	斜面防災対策技術協会	H19.11	
	69	「猛禽類保護の進め方（改訂版）ー特にイヌワシ、クマタカ、オオタカー」	環境省	H24.12		69	「猛禽類保護の進め方（改訂版）ー特にイヌワシ、クマタカ、オオタカー」	環境省	H24.12	
	70	環境大気常時監視マニュアル 第６版	環境省 水・大気環境局	H22.3		70	環境大気常時監視マニュアル 第６版	環境省 水・大気環境局	H22.3	
	71	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ．基本評価編	環境庁	H27.10		71	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ．基本評価編	環境庁	H11.6	
	72	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ．地域評価編（道路に面する地域）	環境庁	H12.4		72	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ．地域評価編（道路に面する地域）	環境庁	H12.4	
	73	面的評価支援システム操作マニュアル（本編）Ver.4.1	環境省 水・大気環境局	R6.3		73	面的評価支援システム操作マニュアル（本編）Ver.4.1	環境省 水・大気環境局	H30.3	
	74	改訂解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10.11		74	改訂解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10.11	
	75	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院	R2.11		75	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院	R 元.11	
	76	製品仕様書等サンプル　基準点測量	国土地理院	R6.11		76	製品仕様書等サンプル　基準点測量	国土地理院	R 元.11	
	77	製品仕様書等サンプル　水準測量	国土地理院	R6.9		77	製品仕様書等サンプル　水準測量	国土地理院	R 元.11	
	78	製品仕様書等サンプル　数値地形図	国土地理院	R6.9		78	製品仕様書等サンプル　数値地形図	国土地理院	R 元.11	

工　種	土木設計業務等共通仕様書（案）

(R7)

改定					現行					備考
	79	製品仕様書等サンプル　撮影（標定点の設置、撮影、同時調整）	国土地理院	R6.9		79	製品仕様書等サンプル　撮影（標定点の設置、撮影、同時調整）	国土地理院	R元.11	
	80	製品仕様書等サンプル　写真地図作成	国土地理院	R6.9		80	製品仕様書等サンプル　写真地図作成	国土地理院	R元.11	
	81	製品仕様書等サンプル　航空レーザ測量	国土地理院	R6.9		81	製品仕様書等サンプル　航空レーザ測量	国土地理院	R元.11	
	82	製品仕様書等サンプル　応用測量	国土地理院	R6.9		82	製品仕様書等サンプル　応用測量	国土地理院	R元.11	
	83	製品仕様書等サンプル　三次元点群データ作成	国土地理院	R6.9		83	製品仕様書等サンプル　三次元点群データ作成	国土地理院	H29.10	
	84	土木工事数量算出要領（案）	国土交通省	R6		84	土木工事数量算出要領（案）	国土交通省	R2.4	
	85	土木工事数量算出要領　数量集計表様式（案）	国土交通省	R2.4		85	土木工事数量算出要領　数量集計表様式（案）	国土交通省	R2.4	
	86	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル（案）	国土地理院	H24.5		86	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル（案）	国土地理院	H24.5	
	87	GNSS 測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H29.2		87	GNSS 測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H29.2	
	88	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国土地理院	H27.7		88	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国土地理院	H27.7	
	89	マルチ GNSS 測量マニュアル（案）　近代化 GPS、Galileo 等の活用	国土地理院	R2.6		89	マルチ GNSS 測量マニュアル（案）　近代化 GPS、Galileo 等の活用	国土地理院	R2.6	
	90	公共測量におけるセミ･ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H25.6		90	公共測量におけるセミ･ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H25.6	
	91	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国土交通省	H20.4		91	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国土交通省	H20.4	
	92	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）	国土交通省	H21.4		92	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）	国土交通省	H21.4	
	93	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚生労働省	H27.6		93	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚生労働省	H27.6	
	94	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領（案）	国土交通省	H28.3		94	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領（案）	国土交通省	H28.3	
	95	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	H28.7		95	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	H28.7	
	96	現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機械式鉄筋継手工法技術検討委員会	H29.3		96	現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機械式鉄筋継手工法技術検討委員会	H29.3	
	97	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会	H29.3		97	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会	H29.3	
	98	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（2023 年版）	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル改訂委員会	R5.3		98	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（2023 年版）	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル改訂委員会	R5.3	
	99	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル（改定版）	土木研究所（編集） 地盤汚染対応技術検討委員会	H24.4		99	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル（改定版）	土木研究所（編集） 地盤汚染対応技術検討委員会	H24.4	
	100	建設工事で遭遇する ダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル[暫定版]	土木研究所（編集）	H17.12		100	建設工事で遭遇する ダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル[暫定版]	土木研究所（編集）	H17.12	

（R7）

改　　定

101	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土木研究所（監修） 土木研究センター（編集）	H21.10
102	コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30.6
103	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30.6
104	プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会	H31.1
105	UAV を用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	H29.3
106	地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	H30.3
107	UAV 搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	H30.3
108	三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル（案）	国土地理院	H31.3
109	航空レーザ測深機を用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	H31.4
110	車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群測量マニュアル（案）	国土地理院	R 元.12

No.	名　　称	編集又は発行所名	発行年月
〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係			
1	張出しタイプ流木捕捉工設計の手引き	砂防地すべり技術センター	R2.3
2	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60.9
3	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源地環境整備センター	H12.12
4	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13.6
5	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H2.4
6	国土交通省河川砂防技術基準　調査編	国土交通省	R6.3
7	国土交通省河川砂防技術基準　計画編	国土交通省	R6.3
8	建設省河川砂防技術基準　設計編	国土交通省	R5.10
9	国土交通省河川砂防技術基準　維持管理編(河川編)	国土交通省	R3.10

現　　行

101	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土木研究所（監修） 土木研究センター（編集）	H21.10
102	コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30.6
103	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30.6
104	プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会	H31.1
105	UAV を用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	H29.3
106	地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	H30.3
107	UAV 搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	H30.3
108	三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル（案）	国土地理院	H31.3
109	航空レーザ測深機を用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	H31.3
110	車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群測量マニュアル（案）	国土地理院	R 元.12

No.	名　　称	編集又は発行所名	発行年月
〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係			
1	張出しタイプ流木捕捉工設計の手引き	砂防地すべり技術センター	R2.3
2	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60.9
3	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源地環境整備センター	H12.12
4	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13.6
5	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H2.4
6	国土交通省河川砂防技術基準　調査編	国土交通省	H30.3
7	国土交通省河川砂防技術基準　計画編	国土交通省	H16.3
8	建設省河川砂防技術基準(案)設計編	建設省	H9.5
9	国土交通省河川砂防技術基準　維持管理編(河川編)	国土交通省	H27.3

備　　考

(R7)

改定					現行					備考
	10	国土交通省河川砂防技術基準　維持管理編(ダム編)	国土交通省	H28.3		10	国土交通省河川砂防技術基準　維持管理編(ダム編)	国土交通省	H28.3	
	11	国土交通省河川砂防技術基準　維持管理編(砂防編)	国土交通省	R6.6		11	国土交通省河川砂防技術基準　維持管理編(砂防編)	国土交通省	H28.3	
	12	改訂　解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12.1		12	改訂　解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12.1	
	13	増補改訂（一部修正）版 防災調節池等技術基準（案）解説と設計実例	日本河川協会	H19.9		13	増補改訂（一部修正）版 防災調節池等技術基準（案）解説と設計実例	日本河川協会	H19.9	
	14	流域貯留施設等技術指針（案）　ー増補改訂版ー	雨水貯留浸透技術協会	H19.4		14	流域貯留施設等技術指針（案）　ー増補改訂版ー	雨水貯留浸透技術協会	H19.4	
	15	港湾の施設の技術上の基準･同解説	日本港湾協会	H30.5		15	港湾の施設の技術上の基準･同解説	日本港湾協会	H30.5	
	16	数字でみる港湾 2024	日本港湾協会	R6.8		16	数字でみる港湾 2020	日本港湾協会	R2.7	
	17	水門鉄管技術基準 ・第５回改訂版(水門扉編)-付解説- ・水門鉄管技術基準（水圧鉄管・鉄鋼構造物編，溶接・接合編） ・水門鉄管技術基準（FRP(M)水圧管編）	（一社）電力土木技術協会	H19.9 H19.6 R6.9 R2.7		17	水門鉄管技術基準 ・第５回改訂版(水門扉編)-付解説- ・第５回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物、溶接・ 接合編)-付解説- ・ＦＲＰ(M)水圧管編	電力土木技術協会	H19.9 H19.6 H22.4	
	18	柔構造樋門設計の手引き	国土技術研究センター	H10.11		18	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12	
	19	河川土工マニュアル	国土技術研究センター	H21.4		19	河川土工マニュアル	国土技術研究センター	H21.4	
	20	ダム・堰施設技術基準（案）	国土交通省	H28.3		20	ダム・堰施設技術基準（案）	国土交通省	H28.3	
	21	ダム・堰施設技術基準(案)　基準解説編・マニュアル編	ダム・堰施設技術協会	R2.7		21	ダム・堰施設技術基準(案)　（基準解説編・マニュアル編）	ダム・堰施設技術協会	H28.10	
	22	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム･堰施設技術協会	H13.12		22	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム･堰施設技術協会	H13.12	
	23	鋼製起状ゲート設計要領(案)	ダム･堰施設技術協会	R2.10		23	鋼製起状ゲート設計要領(案)	ダム･堰施設技術協会	H11.10	
	24	ゲート用開閉装置（機械式）設計要領（案）	ダム･堰施設技術協会	H12.8		24	ゲート用開閉装置（機械式）設計要領（案）	ダム･堰施設技術協会	H12.8	
	25	ゲート用開閉装置（油圧式）設計要領（案）	ダム･堰施設技術協会	H12.6		25	ゲート用開閉装置（油圧式）設計要領（案）	ダム･堰施設技術協会	H12.6	
	26	揚排水ポンプ設備技術基準	国土交通省	H26.3		26	揚排水ポンプ設備技術基準	国土交通省	H26.3	
	27	揚排水ポンプ設備技術基準　同解説	河川ポンプ施設技術協会	R2.1		27	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H27.2	
	28	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	全国海岸協会	H30.8		28	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	全国海岸協会	H30.8	
	29	海岸便覧	全国海岸協会	H14.3		29	海岸便覧	全国海岸協会	H14.3	
	30	(第２次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53.8		30	(第２次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53.8	
	31	仮締切堤設置基準（案）	国土交通省河川局治水課	H26.12		31	仮締切堤設置基準（案）	国土交通省河川局治水課	H26.12	
	32	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13.5		32	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13.5	
	33	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44.1		33	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44.1	
	34	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51.3		34	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51.3	
	35	ダム構造物管理基準　改訂	日本大ダム会議	S61.11		35	ダム構造物管理基準　改訂	日本大ダム会議	S61.11	
	36	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11.6		36	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11.6	
	37	河川事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行		37	河川事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行	
	38	平成 28 年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28.1		38	平成 28 年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28.1	
	39	平成 28 年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28.1						

(R7)

改定				現行				備考
40	河川関係法令例規集（加除式）	第１法規	―	39	平成 28 年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28.1	
41	護岸の力学設計法	国土技術研究センター	R5.10	40	河川関係法令例規集（加除式）	第１法規	―	
42	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57.3	41	護岸の力学設計法　改訂	国土技術研究センター	H19.11	
43	漁港・漁場の施設の設計参考図書 2023 年版	全国漁港漁場協会	R5.4	42	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57.3	
44	ジャケット式鋼製護岸設計指針（案）	日本港湾協会	S52.3	43	漁港・漁場の施設の設計参考図書 2015 年版	全国漁港漁場協会	H28.3	
45	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	H28.11	44	ジャケット式鋼製護岸設計指針（案）	日本港湾協会	S52.3	
46	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13.2	45	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	H28.11	
47	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11.9	46	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13.2	
48	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H5.6	47	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11.9	
49	河川構造物設計業務ガイドライン　(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H5.10	48	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H5.6	
50	河川構造物設計業務ガイドライン　(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11	49	河川構造物設計業務ガイドライン　(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H5.10	
51	河川構造物設計業務ガイドライン　(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11	50	河川構造物設計業務ガイドライン　(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11	
52	土木構造物設計マニュアル(案)　ー樋門編ー	全日本建設技術協会	H14.1	51	河川構造物設計業務ガイドライン　(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11	
53	床止めの構造設計手引き	国土開発技術研究センター	H10.12	52	土木構造物設計マニュアル(案)　ー樋門編ー	全日本建設技術協会	H14.1	
54	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H6.3	53	床止めの構造設計手引き	国土開発技術研究センター	H10.12	
55	緩傾斜堤の設計の手引き　改訂版	全国海岸協会	H18.1	54	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H6.3	
56	人工リーフの設計の手引き（改訂版）の一部改訂	全国海岸協会	H29.6	55	緩傾斜堤の設計の手引き　改訂版	全国海岸協会	H18.1	
57	治水経済調査マニュアル（案）	国土交通省河川局	R6.4	56	人工リーフの設計の手引き（改訂版）の一部改訂	全国海岸協会	H29.6	
58	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H3.3	57	治水経済調査マニュアル（案）	国土交通省河川局	H17.4	
59	ビーチ計画･設計マニュアル(改訂版)	日本マリーナビーチ協会	H17.10	58	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H3.3	
60	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術研究センター	H3.3	59	ビーチ計画･設計マニュアル(改訂版)	日本マリーナビーチ協会	H17.10	
61	農地防災事業便覧 平成 10 年度版	農地防災事業研究会	H11.1	60	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術研究センター	H3.3	
62	漁港計画の手引 平成 4 年度改訂版	全国漁港協会	H4.11	61	農地防災事業便覧 平成 10 年度版	農地防災事業研究会	H11.1	
63	漁港海岸事業設計の手引	全国漁港漁場協会	R3.3	62	漁港計画の手引 平成 4 年度改訂版	全国漁港協会	H4.11	
64	水と緑の渓流づくり調査	建設省河川局砂防部	H3.8	63	漁港海岸事業設計の手引	全国漁港漁場協会	H25.11	
65	渓流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H6.9	64	水と緑の渓流づくり調査	建設省河川局砂防部	H3.8	
66	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H3.1	65	渓流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H6.9	
67	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H27.3	66	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H3.1	
68	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター	H15.7	67	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H27.3	

(R7)

改定					現行					備考
	69	新編・鋼製砂防構造物設計便覧（令和 3 年版）	砂防・地すべり技術センター	R3.9		68	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター	H15.7	
						69	新編・鋼製砂防構造物設計便覧（令和 3 年版）	砂防・地すべり技術センター	R3.9	
	70	土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11.4		70	土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11.4	
	71	新版　地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H15.6		71	新版　地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H20.5	
	72	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 - 急傾斜地崩壊防止工事技術指針 -	全国治水砂防協会	R 元.5		72	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 - 急傾斜地崩壊防止工事技術指針 -	全国治水砂防協会	R 元.5	
	73	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H 元.4		73	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H 元.4	
	74	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H3.6		74	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H3.6	
	75	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17.6		75	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17.6	
	76	改訂 3 版　コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22.7		76	改訂 3 版　コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22.7	
	77	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18.7		77	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18.7	
	78	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き（平成 23 年改訂版）	電力土木技術協会	H23.3		78	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き（平成 23 年改訂版）	電力土木技術協会	H23.3	
	79	ダムの地質調査	土木学会	S62.6		79	ダムの地質調査	土木学会	S62.6	
	80	ダムの岩盤掘削	土木学会	H4.4		80	ダムの岩盤掘削	土木学会	H4.4	
	81	原位置岩盤試験法の指針−平板載荷試験法−せん断試験法−孔内載荷試験法−	土木学会	H12.12		81	原位置岩盤試験法の指針−平板載荷試験法−せん断試験法−孔内載荷試験法−	土木学会	H12.12	
	82	軟岩の調査･試験の指針(案)～1991 年版～	土木学会	H3.11		82	軟岩の調査･試験の指針(案)～1991 年版～	土木学会	H3.11	
	83	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20.5		83	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20.5	
	84	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18.10		84	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18.10	
	85	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H19.7		85	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18.8	
	86	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19.2		86	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19.2	
	87	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村 振興局、水産庁	H18.1		87	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村 振興局、水産庁	H18.1	
	88	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H30.6		88	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H30.6	
	89	河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）	リバーフロント整備センター	H13.8		89	河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）	リバーフロント整備センター	H13.8	
	90	河川水辺の国勢調査マニュアル（案）（河川空間利用実態調査編）	国土交通省	H30.12		90	河川水辺の国勢調査マニュアル（案）（河川空間利用実態調査編）	国土交通省	H30.12	
	91	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル（案）	建設省河川局	H31.3		91	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル（案）	建設省河川局	H31.3	
	92	試験湛水実施要領（案）	国土交通省	H11.10		92	試験湛水実施要領（案）	国土交通省	H11.10	
	93	台形 CSG ダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター	H26.6		93	台形 CSG ダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター	H26.6	
	94	改訂版　巡航 RCD 工法施工技術資料	ダム技術センター	H24.2		94	改訂版　巡航 RCD 工法施工技術資料	ダム技術センター	H24.2	
	95	貯水池周辺の地すべり等に係る調査と対策に関する技術指針・解説	国土交通省	H31.3						

(R7)

改定				現行				備考
96	活断層地形要素判読マニュアル	（独）土木研究所材料地盤研究グループ（地質）他	H18.3	95	貯水池周辺の地すべり等に係る調査と対策に関する技術指針・解説	国土交通省	H31.3	
97	正常流量検討の手引き（案）	国土交通省	H19.9	96	活断層地形要素判読マニュアル	（独）土木研究所材料地盤研究グループ（地質）他	H18.3	
98	洪水予測システムチェックリスト（案）	国土技術政策総合研究所	H22.5	97	正常流量検討の手引き（案）	国土交通省	H19.9	
99	洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）	国土交通省	H27.7	98	洪水予測システムチェックリスト（案）	国土技術政策総合研究所	H22.5	
100	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第5版）	国土交通省	R6.3	99	洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）	国土交通省	H27.7	
101	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	R5.5	100	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第3版）	国土交通省	R元.9	
102	砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説	国土技術政策総合研究所	H28.4	101	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	H28.4	
103	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H28.4	102	砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説	国土技術政策総合研究所	H28.4	
104	多自然川づくりポイントブックⅢ　中小河川に関する河道計画の技術基準；解説	リバーフロント整備センター	H23.10	103	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H28.4	
105	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案)	国土交通省	H17.6	104	多自然川づくりポイントブックⅢ　中小河川に関する河道計画の技術基準；解説	リバーフロント整備センター	H23.10	
106	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H28.3	105	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案)	国土交通省	H17.6	
107	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14.2	106	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H28.3	
108	海岸施設設計便覧 2000 年版	土木学会	H12.11	107	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14.2	
109	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会	H15.3	108	海岸施設設計便覧 2000 年版	土木学会	H12.11	
110	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	R2.4	109	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会	H15.3	
111	津波浸水想定の設定の手引き Ver.2.11	国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	R5.4	110	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	R2.4	
112	津波の河川遡上解析の手引き（案）	国土技術研究センター	H19.5	111	津波浸水想定の設定の手引き Ver.2.10	国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	H31.4	
113	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン（Ver3.1）	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H28.4	112	津波の河川遡上解析の手引き（案）	国土技術研究センター	H19.5	
114	海岸における水防警報の手引き（案）	国土交通省 河川局防災課・海岸室	H22.3	113	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン（Ver3.1）	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H28.4	
115	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H21.6	114	海岸における水防警報の手引き（案）	国土交通省 河川局防災課・海岸室	H22.3	
				115	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H21.6	

(R7)

改定					現行					備考
	116	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	R2.6		116	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	R2.6		
	117	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	R3.1		117	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	R3.1		
	118	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	R3.1		118	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	R3.1		
	119	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	R3.1		119	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	R3.1		
	120	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	建設省砂防部	R3.1		120	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	建設省砂防部	R3.1		
	121	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	R4.3		121	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	R4.3		
	122	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁予報部	R3.6		122	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁予報部	R3.6		
	123	土砂災害警戒情報の基準設定・検証の考え方	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁大気海洋部、国土交通省国土技術政策総合研究所	R5.3		123	土砂災害警戒情報の基準設定・検証の考え方	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁大気海洋部、国土交通省国土技術政策総合研究所	R5.3		
	124	土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン	国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課	R2.10		124	土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン	国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課	R2.10		
	125	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省砂防部	H27.4		125	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省砂防部	H27.4		
	126	火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	R5.3		126	火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	R5.3		
	127	火山噴火に起因した土砂災害予想区域図作成の手引き(案)	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	H25.3		127	火山噴火に起因した土砂災害予想区域図作成の手引き(案)	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	H25.3		
	128	「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」	国土交通省河川局砂防部	H20.1		128	「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」	国土交通省河川局砂防部	H20.1		
	129	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン（案）	国土交通省河川局砂防部保全課	H22.2		129	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン（案）	国土交通省河川局砂防部保全課	H22.2		
	130	山地河道における流砂水文観測の手引き（案）	国土交通省国土技術政策総合研究所	H24.4		130	山地河道における流砂水文観測の手引き（案）	国土交通省国土技術政策総合研究所	H24.4		
	131	深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル(案)	土木研究所	H25.1		131	深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル(案)	土木研究所	H25.1		
	132	大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル（案）	土木研究所	H24.6		132	大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル（案）	土木研究所	H24.6		

(R7)

改定				現行				備考
133	表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル(案)	土木研究所	H21.1	133	表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル(案)	土木研究所	H21.1	
134	天然ダム監視技術マニュアル(案)	土木研究所	H20.12	134	天然ダム監視技術マニュアル(案)	土木研究所	H20.12	
135	深層崩壊の発生の恐れのある渓流抽出マニュアル(案)	土木研究所	H20.11	135	深層崩壊の発生の恐れのある渓流抽出マニュアル(案)	土木研究所	H20.11	
136	振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H17.7	136	振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H17.7	
137	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター	H28.12	137	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター	H28.12	
138	集落雪崩対策工事技術指針	雪センター	H8.2	138	集落雪崩対策工事技術指針	雪センター	H8.2	
139	北海道の地域特性を考慮した雪崩対策の技術資料(案)	土木研究所寒地土木研究所	H22.3	139	北海道の地域特性を考慮した雪崩対策の技術資料(案)	土木研究所寒地土木研究所	H22.3	
140	火山砂防計画策定指針	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R5.3	140	火山砂防計画策定指針	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R5.3	
141	深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省国土技術政策総合研究所	H26.9	141	深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省国土技術政策総合研究所	H26.9	
142	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国土交通省水管理・国土保全局	H23.11	142	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国土交通省水管理・国土保全局	H23.11	
143	砂防関係施設点検要領(案)	国土交通省砂防部保全課	R4.3	143	砂防関係施設点検要領(案)	国土交通省砂防部保全課	H31.3	
144	海岸施設設計便覧（2000 年版）	土木学会	H12.11	144	海岸施設設計便覧（2000 年版）	土木学会	H12.11	
145	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・国土交通省	R5.3	145	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・水産庁・運輸省・建設省	H7.4	
146	河川堤防設計指針	国土交通省河川局	H19.3	146	河川堤防設計指針	国土交通省河川局	H19.3	
147	河川堤防構造検討の手引き	(財)国土技術研究センター	H24.2	147	河川堤防構造検討の手引き	(財)国土技術研究センター	H24.2	
148	ドレーン工設計マニュアル	国土交通省水管理・国土保全局	H25.6	148	ドレーン工設計マニュアル	国土交通省水管理・国土保全局	H25.6	
149	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準（案）	国土交通省	H27.3	149	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準（案）	国土交通省	H27.3	
150	水文観測業務規程	国土交通省	H29.3	150	水文観測業務規程	国土交通省	H29.3	
151	水文観測業務規程細則	国土交通省　水管理・国土保全局	H29.3	151	水文観測業務規程細則	国土交通省　水管理・国土保全局	H29.3	
152	水文観測データ統計処理要領	国土交通省　水管理・国土保全局	H26.3	152	水文観測データ統計処理要領	国土交通省　水管理・国土保全局	H26.3	
153	水文観測データ品質照査要領	国土交通省　水管理・国土保全局	H26.3	153	水文観測データ品質照査要領	国土交通省　水管理・国土保全局	H26.3	
154	水文観測	全日本建設技術協会	H14	154	水文観測	全日本建設技術協会	H14	
155	絵でみる水文観測	中部建設協会	H13.9	155	絵でみる水文観測	中部建設協会	H13.9	
156	流量観測の高度化マニュアル（高水流量観測編）	土木研究所	H28.6	156	流量観測の高度化マニュアル（高水流量観測編）	土木研究所	H28.6	
157	河川結氷時の流量推定手法マニュアル(案)	寒地土木研究所	H24.3	157	河川結氷時の流量推定手法マニュアル(案)	寒地土木研究所	H24.3	

（R7）

改定				現行				備考
158	河川構造物の耐震性能照査指針・解説 （Ⅰ.共通編、Ⅲ.自立式構造の特殊堤編、Ⅴ.揚排水機場編） （Ⅱ.堤防編） （Ⅳ.水門・樋門及び堰編）	国土交通省水管理・国土保全局治水課	H24.2 H28.3 R2.6	158	河川構造物の耐震性能照査指針・解説 （Ⅰ.共通編、Ⅲ.自立式構造の特殊堤編、Ⅴ.揚排水機場編） （Ⅱ.堤防編） （Ⅳ.水門・樋門及び堰編）	国土交通省水管理・国土保全局治水課	H24.2 H28.3 R2.6	
159	高規格堤防盛土設計・施工マニュアル	（財）リバーフロント整備センター	H12.3	159	高規格堤防盛土設計・施工マニュアル	（財）リバーフロント整備センター	H12.3	
160	多自然川づくり基本指針	国土交通省河川局	R6.6	160	多自然川づくり基本指針	国土交通省河川局	H18.10	
161	中小河川に関する河道計画の技術基準	国土交通省河川局　河川環境課・治水課・防災課	H22.8	161	中小河川に関する河道計画の技術基準	国土交通省河川局　河川環境課・治水課・防災課	H22.8	
162	大河川における多自然川づくり　ーQ&A 形式で理解を深めるー	国土交通省　水管理・国土保全局河川環境課	H31.3	162	大河川における多自然川づくり　ーQ&A 形式で理解を深めるー	国土交通省　水管理・国土保全局河川環境課	H31.3	
163	実践的な河川環境の評価・改善の手引き（案）	（財）リバーフロント研究所	H31.3	163	実践的な河川環境の評価・改善の手引き（案）	（財）リバーフロント研究所	H31.3	
164	ダム貯水池水質改善の手引き	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H30.3	164	ダム貯水池水質改善の手引き	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H30.3	
165	高潮浸水想定区域図作成の手引き Ver.2.00	農林水産省農村振興局整備部防災課、農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	R5.4	165	高潮浸水想定区域図作成の手引き Ver.2.00	農林水産省農村振興局整備部防災課、農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	R2.6	
166	小規模河川の氾濫推定図作成の手引き	国土交通省	R2.6	166	小規模河川の氾濫推定図作成の手引き	国土交通省	R2.6	
167	ダム事業における環境影響評価配慮書作成の手引き（案）	国土交通省　水管理・国土保全局河川環境課	R2.6	167	ダム事業における環境影響評価配慮書作成の手引き（案）	国土交通省　水管理・国土保全局河川環境課	R2.6	
168	豪雨時の土砂生産をともなう土砂動態解析に関する留意点	国土交通省国土技術政策総合研究所	H27.11	168	豪雨時の土砂生産をともなう土砂動態解析に関する留意点	国土交通省国土技術政策総合研究所	H27.11	
169	河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置検討の手引き（案）	国土交通省国土技術政策総合研究所	H30.11	169	河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置検討の手引き（案）	国土交通省国土技術政策総合研究所	H30.11	
170	大規模土砂生産後に生じる活発な土砂流出に関する対策の基本的考え方（案）	国土交通省国土技術政策総合研究所	R2.6	170	大規模土砂生産後に生じる活発な土砂流出に関する対策の基本的考え方（案）	国土交通省国土技術政策総合研究所	R2.6	

改定

171	高潮特別警戒水位の設定の手引き	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	R4.5

No.	名　称	編集又は発行所名	発行年月
〔3〕道 路 関 係			
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60.9
2	道路環境影響評価要覧 〈1992 年版〉	道路環境研究所	H4.9
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	R3.3
4	第７次改訂 道路技術基準通達集 ー 基準の変遷と通達ー	ぎょうせい	H14.3
5	林道規程ー運用と解説ー	日本林道協会	R3.12
6	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H2.2
7	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49.10
8	自転車道必携	自転車道路協会	S60.3
9	自転車利用環境整備のためのキーポイント	日本道路協会	H25.6
10	交通工学ハンドブック 2014	交通工学研究会	H25.12
11	クロソイドポケットブック(改訂版)	日本道路協会	S49.8
12	道路の交通容量	日本道路協会	S59.9
13	道路の交通容量 1985	交通工学研究会	S62.2
14	HIGHWAY CAPACITY MANUAL 7th Edition	Transportation Research Board	2022
15	平面交差の計画と設計 基礎編 ー計画・設計・交通信号制御の手引きー	交通工学研究会	H30.11
16	平面交差の計画と設計ー応用編ー2007	交通工学研究会	H19.10
17	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会	H24.1
18	交通工学実務双書第４巻　市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63.12
19	改訂　生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H29.6
20	道路環境影響評価の技術手法（平成２４年度版）及び道路環境影響評価の技術手法　4.騒音 4.1 自動車の走行に係る騒音（令和２年度版）	国土技術政策総合研究所、土木研究所	H25.3
21	道路土工要綱	日本道路協会	H21.6
22	道路土工ー切土工・斜面安定工指針（平成 21 年度版）	日本道路協会	H21.6

現行

171	高潮特別警戒水位の設定の手引き	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部 海岸研究室	R3.5

No.	名　称	編集又は発行所名	発行年月
〔3〕道 路 関 係			
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60.9
2	道路環境影響評価要覧 〈1992 年版〉	道路環境研究所	H4.9
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H27.6
4	第７次改訂 道路技術基準通達集 ー 基準の変遷と通達ー	ぎょうせい	H14.3
5	林道規程ー運用と解説ー	日本林道協会	H23.8
6	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H2.2
7	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49.10
8	自転車道必携	自転車道路協会	S60.3
9	自転車利用環境整備のためのキーポイント	日本道路協会	H25.6
10	交通工学ハンドブック 2014	交通工学研究会	H25.12
11	クロソイドポケットブック(改訂版)	日本道路協会	S49.8
12	道路の交通容量	日本道路協会	S59.9
13	道路の交通容量 1985	交通工学研究会	S62.2
14	HIGHWAY CAPACITY MANUAL 7th Edition	Transportation Research Board	2022
15	平面交差の計画と設計 基礎編 ー計画・設計・交通信号制御の手引きー	交通工学研究会	H30.11
16	平面交差の計画と設計ー応用編ー2007	交通工学研究会	H19.10
17	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会	H24.1
18	交通工学実務双書第４巻　市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63.12
19	生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H29.6
20	道路環境影響評価の技術手法（平成２４年度版）及び道路環境影響評価の技術手法　4.騒音 4.1 自動車の走行に係る騒音（令和２年度版）	国土技術政策総合研究所、土木研究所	H25.3
21	道路土工要綱	日本道路協会	H21.6
22	道路土工ー切土工・斜面安定工指針（平成 21 年度版）	日本道路協会	H21.6

備　考

(R7)

改定					現行					備考
	23	道路土工ー盛土工指針（平成 22 年度版）	日本道路協会	H22.4		23	道路土工ー盛土工指針（平成 22 年度版）	日本道路協会	H22.4	
	24	道路土工ー軟弱地盤対策工指針（平成 24 年度版）	日本道路協会	H24.8		24	道路土工ー軟弱地盤対策工指針（平成 24 年度版）	日本道路協会	H24.8	
	25	道路土工ー仮設構造物工指針	日本道路協会	H11.3		25	道路土工ー仮設構造物工指針	日本道路協会	H11.3	
	26	道路土工ー擁壁工指針（平成 24 年度版）	日本道路協会	H24.7		26	道路土工ー擁壁工指針（平成 24 年度版）	日本道路協会	H24.7	
	27	道路土工ーカルバート工指針（平成 21 年度版）	日本道路協会	H22.3		27	道路土工ーカルバート工指針（平成 21 年度版）	日本道路協会	H22.3	
	28	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル第４版	土木研究センター	H26.8		28	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル第３版	土木研究センター	H26.8	
	29	補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル第４回改訂版	土木研究センター	H26.8		29	補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル第３回改訂版	土木研究センター	H26.8	
	30	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル　第二回改訂版	土木研究センター	H25.12		30	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル　改訂版	土木研究センター	H25.12	
	31	アデムウォール（補強土壁）工法設計・施工マニュアル	土木研究センター	H26.12		31	アデムウォール（補強土壁）工法設計・施工マニュアル	土木研究センター	H26.9	
	32	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製)	全国ボックスカルバート協会	H30.4		32	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製)	全国ボックスカルバート協会	H30.4	
	33	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針（平成 11 年改訂）	強化プラスチック複合管協会	H11.3		33	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針（平成 11 年改訂）	強化プラスチック複合管協会	H11.3	
	35	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H11.3		35	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H11.3	
	36	プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説	日本 PC ボックスカルバート製品協会	H24.3		36	プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説	日本 PC ボックスカルバート製品協会	H24.3	
	37	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H25.10		37	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H25.10	
	38	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編)	日本道路協会	H29.11		38	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編)	日本道路協会	H29.11	
	39	道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)	日本道路協会	H29.11		39	道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)	日本道路協会	H29.11	
	40	道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編)	日本道路協会	H29.11		40	道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編)	日本道路協会	H29.11	
	41	道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編)	日本道路協会	H29.11		41	道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編)	日本道路協会	H29.11	
	42	道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)	日本道路協会	H29.11		42	道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)	日本道路協会	H29.11	
	43	鋼道路橋疲労設計便覧	日本道路協会	R2.9		43	鋼道路橋疲労設計便覧	日本道路協会	R2.9	
	44	鋼道路橋設計便覧（令和２年度改訂版）	日本道路協会	R2.9		44	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	R2.9	
	45	鋼道路橋施工便覧（令和２年度改訂版）	日本道路協会	R2.9		45	鋼道路橋施工便覧（改訂版）	日本道路協会	R2.9	
	46	道路橋耐風設計便覧(H19 改訂版)	日本道路協会	H20.1		46	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20.1	
	47	杭基礎設計便覧（令和２年度改訂版）	日本道路協会	R2.9		47	杭基礎設計便覧	日本道路協会	R2.9	
	48	杭基礎施工便覧（令和２年度改訂版）	日本道路協会	R2.9		48	杭基礎施工便覧	日本道路協会	R2.9	
	49	鋼管矢板基礎設計施工便覧（令和４年度改訂版）	日本道路協会	R5.2		49	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	R5.2	
	50	斜面上の深礎基礎設計施工便覧（令和３年度版）	日本道路協会	R3.10		50	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日本道路協会	R3.10	
	51	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54.1		51	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54.1	
	52	コンクリート道路橋設計便覧（令和２年改訂版）	日本道路協会	R2.9		52	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	R2.9	

(R7)

改定				現行				備考
53	コンクリート道路橋施工便覧（令和２年改訂版）	日本道路協会	R2.9	53	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	R2.9	
54	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45.4	54	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45.4	
55	道路橋支承便覧	日本道路協会	H30.12	55	道路橋支承便覧	日本道路協会	H30.12	
56	鋼道路橋防食便覧　改訂版	日本道路協会	H26.3	56	鋼道路橋防食便覧	日本道路協会	H26.3	
57	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54.2	57	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54.2	
58	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59.4	58	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59.4	
59	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19.3	59	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19.3	
60	鋼構造架設設計施工指針[2024年版]	土木学会	R7.1	60	鋼構造架設設計施工指針[2012年版]	土木学会	H24.6	
61	美しい橋のデザインマニュアル第１集	土木学会	H5.3	61	美しい橋のデザインマニュアル第１集	土木学会	H5.3	
62	美しい橋のデザインマニュアル第２集	土木学会	H5.7	62	美しい橋のデザインマニュアル第２集	土木学会	H5.7	
63	橋の美Ⅰ－道路橋景観便覧 橋の美Ⅱ－道路橋景観便覧 橋の美Ⅲ－橋梁デザインノート	日本道路協会	S52.7 S56.6 H4.5	63	橋の美Ⅰ－道路橋景観便覧 橋の美Ⅱ－道路橋景観便覧 橋の美Ⅲ－橋梁デザインノート	日本道路協会	S52.7 S56.6 H4.5	
64	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説　平成20年改訂版	日本道路協会	H20.10	64	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説　平成20年改訂版	日本道路協会	H20.10	
65	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15.11	65	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15.11	
66	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説（令和元年9月改訂版）	日本道路協会	R元.9	66	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	R元.9	
67	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】(令和２年版)	日本道路協会	R2.8	67	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】(令和２年版)	日本道路協会	R2.8	
68	道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】	日本道路協会	H28.11	68	道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】(改訂版)	日本道路協会	H28.11	
69	道路トンネル観察･計測指針　平成21年改訂版	日本道路協会	H21.2	69	道路トンネル観察･計測指針　平成21年改訂版	日本道路協会	H21.2	
70	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8.10	70	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8.10	
71	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21.2	71	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21.2	
72	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13.9	72	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13.9	
73	舗装設計施工指針　平成18年版	日本道路協会	H18.2	73	舗装設計施工指針　平成18年版	日本道路協会	H18.2	
74	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H4.12	74	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H4.12	
75	舗装設計便覧　平成18年版	日本道路協会	H18.2	75	舗装設計便覧　平成18年版	日本道路協会	H18.2	
76	舗装施工便覧　平成18年版	日本道路協会	H18.2	76	舗装施工便覧　平成18年版	日本道路協会	H18.2	
77	アスファルト混合所便覧(平成８年版)	日本道路協会	H8.10	77	アスファルト混合所便覧(平成８年版)	日本道路協会	H8.10	
78	舗装再生便覧　令和６年版	日本道路協会	R6.3	78	舗装再生便覧　平成22年版	日本道路協会	H22.11	
79	砂利道の瀝青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59.9	79	砂利道の瀝青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59.9	
80	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61.9	80	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61.9	
81	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57.7	81	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57.7	
82	鉄鋼スラグ路盤設計施工指針	編集：鉄鋼スラグ路盤設計施工指針作成委員会 発行：土木研究センター	H27.3	82	鉄鋼スラグ路盤設計施工指針	編集：鉄鋼スラグ路盤設計施工指針作成委員会 発行：土木研究センター	H27.3	
83	インターロッキングブロック舗装設計施工要領　平成29年版	インターロッキングブロック舗装技術協会	H29.3	83	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装技術協会	H29.3	
				84	設計要領第一集　舗装保全編・舗装建設編	NEXCO	H29.7	

(R7)

改定					現行					備考
	84	設計要領第一集　舗装保全編・舗装建設編	NEXCO	R6.7		85	構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成 27 年版	国土交通省	H27.3	
	85	構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成 27 年版	国土交通省	H27.3		86	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37.5	
	86	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37.5		87	舗装性能評価法ー必須および主要な性能指標の評価法編ー	日本道路協会	H25.4	
	87	舗装性能評価法ー必須および主要な性能指標の評価法編ー	日本道路協会	H25.4		88	舗装性能評価法　別冊ー必要に応じ定める性能指標の評価法編ー	日本道路協会	H20.3	
	88	舗装性能評価法　別冊ー必要に応じ定める性能指標の評価法編ー	日本道路協会	H20.3		89	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53.7	
	89	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53.7		90	舗装調査・試験法便覧（平成 31 年度版）（全４分冊）	日本道路協会	H31.3	
	90	舗装調査・試験法便覧（平成 31 年度版）（全４分冊）	日本道路協会	H31.3		91	道路震災対策便覧（震前対策編）平成 18 年度改訂版	日本道路協会	H18.9	
	91	道路震災対策便覧（震前対策編）平成 18 年度改訂版	日本道路協会	H18.9		92	道路震災対策便覧（震災復旧編）平成 18 年度改訂版	日本道路協会	H19.3	
	92	道路震災対策便覧（震災復旧編）令和 4 年度改訂版	日本道路協会	R5.3		93	道路震災対策便覧（震災危機管理編）	日本道路協会	R 元.7	
	93	道路震災対策便覧（震災危機管理編）	日本道路協会	R 元.7		94	落石対策便覧	日本道路協会	H29.12	
	94	落石対策便覧（平成 29 年 12 月改訂版）	日本道路協会	H29.12		95	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	H28.3	
	95	道路緑化技術基準・同解説　改訂版	日本道路協会	H28.3		96	道路土工構造物技術基準・同解説	日本道路協会	H29.3	
	96	道路土工構造物技術基準・同解説	日本道路協会	H29.3		97	道路防雪便覧	日本道路協会	H2.5	
	97	道路防雪便覧	日本道路協会	H2.5		98	共同溝設計指針	日本道路協会	S61.3	
	98	共同溝設計指針	日本道路協会	S61.3		99	プレキャストコンクリート共同溝設計･施工要領(案)	道路保全技術センター	H6.3	
	99	プレキャストコンクリート共同溝設計･施工要領(案)	道路保全技術センター	H6.3		100	共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10	
	100	共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10		101	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H5.8	
	101	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H5.8		102	防護柵の設置基準・同解説（改訂版）/ボラード設置便覧	日本道路協会	R3.3	
	102	防護柵の設置基準・同解説（改訂版）/ボラード設置便覧	日本道路協会	R3.3		103	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16.3	
	103	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16.3		104	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	R2.6	
	104	道路標識設置基準・同解説　改訂版	日本道路協会	R2.6		105	道路標識構造便覧	日本道路協会	R2.6	
	105	道路標識構造便覧	日本道路協会	R2.6		106	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10	
	106	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10		107	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19.10	
	107	道路照明施設設置基準・同解説(H19 改訂版)	日本道路協会	H19.10		108	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H31.3	
	108	道路・トンネル照明器材仕様書　平成 30 年版	建設電気技術協会	H31.3		109	LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）	国土交通省	H27.3	
	109	LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）	国土交通省	H27.3		110	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55.12	
	110	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55.12		111	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60.9	
	111	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60.9		112	道路標識ハンドブック　(2021 年度版) 道路標識ハンドブックⅡ　(2021 年度版) 道路標識ハンドブックⅢ　(2020 年度版)	全国道路標識・標示業協会編	R4.1 R4.1 R3.3	
	112	道路標識ハンドブック　(2021 年度版) 道路標識ハンドブックⅡ　(2024 年度版) 道路標識ハンドブックⅢ　(2024 年度版)	全国道路標識・標示業協会編	R4.1 R6.9 R6.9		113	路面標示ハンドブック第 5 版	全国道路標識・標示業協会編	H30.10	
	113	路面標示ハンドブック第 5 版	全国道路標識・標示業協会編	H30.10		114	駐車場設計･施工指針 同解説	日本道路協会	H4.11	
	114	駐車場設計施工指針・同解説	日本道路協会	H4.11		115	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11.9	

(R7)

改定				現行				備考
115	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11.9	116	（補訂版）道路のデザイン　道路デザイン指針（案）とその解説	日本みち研究所	H29.11	
116	（補訂版）道路のデザイン　道路デザイン指針（案）とその解説	日本みち研究所	H29.11	117	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	日本みち研究所	H29.11	
117	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	日本みち研究所	H29.11	118	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19.1	
118	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19.1	119	道路防災総点検要領［豪雨・豪雪等］	道路保全技術センター	H8.8	
119	道路防災総点検要領［豪雨・豪雪等］	道路保全技術センター	H8.8	120	道路防災総点検要領［地震］	道路保全技術センター	H8.8	
120	道路防災総点検要領［地震］	道路保全技術センター	H8.8	121	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H8.12	
121	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H8.12	122	道路防災点検の手引［豪雨・豪雪等］	道路保全技術センター	H19.9	
122	道路防災点検の手引［豪雨・豪雪等］	道路保全技術センター	H19.9	123	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領（案）	国土交通省道路局国道・防災課	H16.3	
123	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領（案）	国土交通省道路局国道・防災課	H16.3	124	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3	
124	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	R6.7	125	鋼製橋脚隅角部の疲労損傷臨時点検要領	国道課長	H14.5	
125	鋼製橋脚隅角部の疲労損傷臨時点検要領	国道課長	H14.5	126	道路橋のアルカリ骨材反応に対する維持管理要領（案）	高速国道課長、国道課長、有料道路課長	H15.3	
126	道路橋のアルカリ骨材反応に対する維持管理要領（案）	高速国道課長、国道課長、有料道路課長	H15.3	127	PCT 桁橋の間詰めコンクリート点検要領（案）	国道課長	H15.1	
127	PCT 桁橋の間詰めコンクリート点検要領（案）	国道課長	H15.1	128	橋梁における第三者被害予防措置要領（案）	国道・防災課長	H28.12	
128	橋梁における第三者被害予防措置要領（案）	国道・防災課長	H28.12	129	コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領（案）	国道・防災課長	H16.3	
129	コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領（案）	国道・防災課長	H27.3	130	道路土工構造物点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	R5.3	
130	道路土工構造物点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	R5.3	131	舗装点検要領	国土交通省道路局国道・防災課	H29.3	
131	舗装点検要領	国土交通省道路局国道・防災課	H29.3	132	道路トンネル定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3	
132	道路トンネル定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	R6.3	133	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3	
133	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3	134	歩道橋定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3	
134	歩道橋定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3	135	附属物（標識、照明施設等）点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3	
135	附属物（標識、照明施設等）点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3	136	舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針	日本道路協会	H30.9	
136	舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針	日本道路協会	H30.9	137	舗装性能評価法 −必須および主要な性能指標編−（平成 25 年版）	日本道路協会	H25.4	
137	舗装性能評価法 −必須および主要な性能指標編−（平成 25 年版）	日本道路協会	H25.4	138	舗装性能評価法 −必要に応じ定める性能指標の評価法編−	日本道路協会	H20.3	
138	舗装性能評価法 −必要に応じ定める性能指標の評価法編−	日本道路協会	H20.3	139	ずい道等建設工事における換気技術指針	建設業労働災害防止協会	H24.3	

(R7)

改　定

139	令和２年粉じん障害防止規則等改正対応版 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）	建設業労働災害防止協会	R6.4
140	道路管理施設等設計指針（案）・道路管理施設等設計要領（案）	日本建設機械施工協会	H15.7
141	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国土交通省道路局	H25.7
142	凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局	H28.3
143	ラウンドアバウトマニュアル 2021	交通工学研究会	R3.8
144	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局 警察庁交通局	R6.6
145	道路橋ケーブル構造便覧	日本道路協会	R3.11
146	舗装種別選定の手引き	日本道路協会	R3.12
147	ＰＣコンポ橋の設計計算例	プレストレスト・コンクリート建設業協会	R3.1
148	アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧	日本道路協会	R5.3
149	三次元点群データを活用した道路斜面災害リスク箇所の抽出要領（案）	国道・技術課、環境安全・防災課、高速道路課課長補佐	R3.10
150	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン	厚生労働省	R6.3

No.	名　称	編集又は発行所名	発行年月
〔４〕電気・機械・設備等			
1	日本電機工業会（ＪＥＭ）規格	日本電機工業会	―
2	解説　電気設備の技術基準	経済産業省原子力安全・保安院	R4.6
3	内線規程 JEAC 8001-2022	日本電気協会	R4.12
4	電気通信設備工事共通仕様書　令和６年版	国土交通省	R6.4
5	電気通信設備施工管理の手引き　平成 30 年版	建設電気技術協会	H30.9
6	建築設備設計基準　令和６年版	国土交通省	R6.8
7	公共建築工事標準仕様書［電気設備工事編］令和４年版	国土交通省	R4.5
8	公共建築工事標準仕様書［機械設備工事編］令和４年版	国土交通省	R4.8
9	公共建築設備工事標準図［電気設備工事編］令和４年版	国土交通省	R4.5

現　行

140	道路管理施設等設計指針（案）・道路管理施設等設計要領（案）	日本建設機械施工協会	H15.7
141	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国土交通省道路局	H25.7
142	凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局	H28.3
143	ラウンドアバウトマニュアル 2021	交通工学研究会	R3.8
144	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局 警察庁交通局	H28.7
145	道路橋ケーブル構造便覧	日本道路協会	R3.11
146	舗装種別選定の手引き	日本道路協会	R3.12
147	ＰＣコンポ橋の設計計算例	プレストレスト・コンクリート建設業協会	R3.1
148	アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧	日本道路協会	R5.3
149	三次元点群データを活用した道路斜面災害リスク箇所の抽出要領（案）	国道・技術課、環境安全・防災課、高速道路課課長補佐	R3.10

No.	名　称	編集又は発行所名	発行年月
〔４〕電気・機械・設備等			
1	日本電機工業会（ＪＥＭ）規格	日本電機工業会	―
2	解説　電気設備の技術基準	経済産業省原子力安全・保安院	H28.9
3	内線規程 JEAC 8001-2018	日本電気協会	H28.10
4	電気通信設備工事共通仕様書　平成 31 年版	国土交通省	R 元.6
5	電気通信設備施工管理の手引き　平成 30 年版	建設電気技術協会	H30.9
6	建築設備設計基準　平成 30 年版	国土交通省	H30.3
7	公共建築工事標準仕様書［電気設備工事編］平成 31 年版	国土交通省	H31.3
8	公共建築工事標準仕様書［機械設備工事編］平成 31 年版	国土交通省	H31.3
9	公共建築設備工事標準図［電気設備工事編］平成 31 年版	国土交通省	H31.3
10	公共建築設備工事標準図［機械設備工事編］平成 31 年版	国土交通省	H31.3
11	電気設備工事監理指針	公共建築協会	H28.10

備　考

(R7)

改定				現行				備考
10	公共建築設備工事標準図［機械設備工事編］令和４年版	国土交通省	R4.8	12	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	建設電気技術協会	H12.3	
11	電気設備工事監理指針	公共建築協会	R4.10	13	通信鉄塔設計要領・同解説	建設電気技術協会	H25.3	
12	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	建設電気技術協会	H12.3	14	通信鉄塔・局舎耐震診断基準（案）・同解説	建設電気技術協会	H25.3	
13	通信鉄塔設計要領・同解説	建設電気技術協会	H25.3	15	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建設電気技術協会	H25.3	
14	通信鉄塔・局舎耐震診断基準（案）・同解説	建設電気技術協会	H25.3	16	電気通信施設設計要領・同解説（電気編）	建設電気技術協会	H29.9	
15	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建設電気技術協会	H25.3	17	電気通信施設設計要領・同解説（通信編）	建設電気技術協会	H29.11	
16	電気通信施設設計要領・同解説（電気編）	建設電気技術協会	R5	18	電気通信施設設計要領・同解説（情報通信システム編）	建設電気技術協会	H30.1	
17	電気通信施設設計要領・同解説（通信編）	建設電気技術協会	R5	19	雷害対策設計施工要領（案）・同解説	建設電気技術協会	H31.4	
18	電気通信施設設計要領・同解説（情報通信システム編）	建設電気技術協会	H30.1	20	電気通信施設劣化診断要領・同解説（電力設備編）	建設電気技術協会	H18.11	
19	雷害対策設計施工要領（案）・同解説	建設電気技術協会	H31.4	21	機械工事塗装要領（案）・同解説	国土交通省	H22.3	
20	電気通信施設劣化診断要領・同解説（電力設備編）	建設電気技術協会	H18.11	22	機械工事共通仕様書（案）	国土交通省	H29.3	
21	機械工事塗装要領（案）・同解説	国土交通省	R3.2	23	機械工事管理基準（案）	国土交通省	H29.3	
22	機械工事共通仕様書（案）	国土交通省	R6.3	24	河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル（案）	国土交通省	H27.3	
23	機械工事施工管理基準（案）	国土交通省	R3.3	25	河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル（案）	国土交通省	H27.3	
24	河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル（案）	国土交通省	H27.3	26	ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討マニュアル（案）	国土交通省	H30.3	
25	河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル（案）	国土交通省	H27.3	27	道路機械設備点検・整備・更新マニュアル（案）	国土交通省	H28.3	
26	ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討マニュアル（案）	国土交通省	H30.3					
27	道路機械設備点検・整備・更新マニュアル（案）	国土交通省	H28.3					

改　定

第2121条　成果物

1．　環境影響評価

受注者は、表２．１．１に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。

納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領　業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。

なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

表 2.1.1　成果物一覧表

成果物項目	摘要
計画段階配慮書（案）	※２
環境影響評価報告書一式	※１
方法書（案）	
準備書（案）	※２
評価書（案）	※２
評価書の補正等	

※１　　環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。

※２　　要約書（案）を含むものとする。

2．　河川水辺環境調査

受注者は、報告書を成果物として発注者に提出するものとする。このほか、設計図書の指示により、標本を提出するものとする。

第２章　河川調査・計画

第 12 節　洪水予測システム検討

第2220条　洪水予測システム検討

1．　業務目的

本業務は、流出予測モデルおよび相関予測モデルを用いて洪水予測システムの検討を行うことを目的とするものとする。

2．　業務内容

現　行

納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領　業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。

なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

表 2.1.1　成果物一覧表

成果物項目	摘要
環境影響評価報告書一式	※１
方法書（案）	
準備書（案）	※２
評価書（案）	※２

※１　　環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。

※２　　要約書（案）を含むものとする。

2．　河川水辺環境調査

受注者は、報告書を成果物として発注者に提出するものとする。このほか、設計図書の指示により、標本を提出するものとする。

第２章　河川調査・計画

第 12 節　洪水予測システム検討

第2220条　洪水予測システム検討

1．　業務目的

本業務は、流出予測モデルおよび相関予測モデルを用いて洪水予測システムの検討を行うことを目的とするものとする。

2．　業務内容

（1）計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

備　考

改　　定	現　　行	備　考
（1）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （2）資料収集・整理 1）文献調査 受注者は、業務に必要な文献、既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。 なお、収集については発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。 2）水位･流量資料収集・整理 受注者は、比較的近年の洪水資料の中から、資料収集する洪水を選定し、洪水時時刻水位・流量資料を収集・整理するものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。 3）雨量資料収集・整理 受注者は、選定した資料収集する洪水について、雨量資料の収集・整理を行うものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。 （3）流出予測モデルの検討 1）予測時間、目標精度の検討 受注者は、流出予測モデルにおける、予測時間・目標精度を検討するものとする。 2）流出計算法の選定 受注者は、流出予測モデルの流出計算法を選定するものとする。 3）降雨特性、流出特性の把握 受注者は、流出予測モデルで対象とする流域の、降雨特性・流出特性を把握するものとする。 4）予測地点の選定 受注者は、流出予測モデルの予測地点を選定するものとする。 5）流域、河道の分割 受注者は、計画の基準点、水位・流量観測所及び水文特性、ダム地点、主要支川合流点、並びに予測モデル等を勘案して、流域の分割及び河道の分割を行うものとする。 ①　分割地点の検討 ②　流域分割図、流出系統図の作成 ③　流域・河道諸元の検討 6）検討対象洪水の選定 受注者は、流出予測モデルの検討対象洪水を選定するものとする。 7）流域平均雨量の算定（代表係数法による場合） 受注者は、流出予測モデルの流域平均雨量を算定するものとする。	（2）資料収集・整理 1）文献調査 受注者は、業務に必要な文献、既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。 なお、収集については発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。 2）水位･流量資料収集・整理 受注者は、比較的近年の洪水資料の中から、資料収集する洪水を選定し、洪水時時刻水位・流量資料を収集・整理するものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。 3）雨量資料収集・整理 受注者は、選定した資料収集する洪水について、雨量資料の収集・整理を行うものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。 （3）流出予測モデルの検討 1）予測時間、目標精度の検討 受注者は、流出予測モデルにおける、予測時間・目標精度を検討するものとする。 2）流出計算法の選定 受注者は、流出予測モデルの流出計算法を選定するものとする。 3）降雨特性、流出特性の把握 受注者は、流出予測モデルで対象とする流域の、降雨特性・流出特性を把握するものとする。 4）予測地点の選定 受注者は、流出予測モデルの予測地点を選定するものとする。 5）流域、河道の分割 受注者は、計画の基準点、水位・流量観測所及び水文特性、ダム地点、主要支川合流点、並びに予測モデル等を勘案して、流域の分割及び河道の分割を行うものとする。 ①　分割地点の検討 ②　流域分割図、流出系統図の作成 ③　流域・河道諸元の検討 6）検討対象洪水の選定 受注者は、流出予測モデルの検討対象洪水を選定するものとする。 7）流域平均雨量の算定（代表係数法による場合） 受注者は、流出予測モデルの流域平均雨量を算定するものとする。 なお、対象観測所は分割流域ごとに５観測所以内とするものとする。 ①　全雨量計による流域平均雨量（真値）の算定 ②　代表係数法による流域平均雨量の算定 ③　流域平均雨量の精度確認	

改　　定	現　　行	備　考
なお、対象観測所は分割流域ごとに５観測所以内とするものとする。 ①　全雨量計による流域平均雨量（真値）の算定 ②　代表係数法による流域平均雨量の算定 ③　流域平均雨量の精度確認 ８）流域平均雨量の算定（ティーセン法による場合） 受注者は、流出予測モデルの流域平均雨量を算定するものとする。 ①　テレメーター雨量計によるティーセン分割図の作成 ②　流域平均雨量の算定 ③　流域平均雨量の精度確認 ④　欠測補填方法の検討 ９）流域、河道モデル定数の検討 受注者は、流出予測モデル定数のうち、下記の定数について解析対象洪水を再現し得るよう試算により決定するものとする。但し、河道定数については、不等流計算等の結果より決定するものとする。 ①　流域定数 ②　河道定数 １０）ダム操作モデルの検討 受注者は、流域内に洪水調節機能を有するダムがある場合、流出予測モデルのダム操作モデルを検討するものとする。 ①　対象ダムの選定 ②　ダム操作規則等、実績操作の把握 ③　ダム操作モデルの検討 １１）簡易降雨予測モデルの検討 受注者は、流出予測モデルの簡易降雨予測モデルを検討するものとする。 ①　予測モデルの方針検討 ②　簡易法による予測モデルの検討 ③　気象庁の予測降雨の検討・活用 １２）フィードバックシステムの検討 受注者は、洪水予測システムチェックリスト（案）（国土技術政策総合研究所・平成 22 年 5 月）に基づき、流出予測モデルのフィードバックシステムを検討するものとする。フィードバックシステムは基本的に「定数固定現時刻合わせ方式」によるものとする。 １３）洪水予測シミュレーション 受注者は、流出予測モデルの洪水予測シミュレーションを行うものとする。 ①　シミュレーション用のプログラムの作成 ②　シミュレーションの実施 ③　精度の確認	８）流域平均雨量の算定（ティーセン法による場合） 受注者は、流出予測モデルの流域平均雨量を算定するものとする。 ①　テレメーター雨量計によるティーセン分割図の作成 ②　流域平均雨量の算定 ③　流域平均雨量の精度確認 ④　欠測補填方法の検討 ９）流域、河道モデル定数の検討 受注者は、流出予測モデル定数のうち、下記の定数について解析対象洪水を再現し得るよう試算により決定するものとする。但し、河道定数については、不等流計算等の結果より決定するものとする。 ①　流域定数 ②　河道定数 １０）ダム操作モデルの検討 受注者は、流域内に洪水調節機能を有するダムがある場合、流出予測モデルのダム操作モデルを検討するものとする。 ①　対象ダムの選定 ②　ダム操作規則等、実績操作の把握 ③　ダム操作モデルの検討 １１）簡易降雨予測モデルの検討 受注者は、流出予測モデルの簡易降雨予測モデルを検討するものとする。 ①　予測モデルの方針検討 ②　簡易法による予測モデルの検討 ③　気象庁の予測降雨の検討・活用 １２）フィードバックシステムの検討 受注者は、洪水予測システムチェックリスト（案）（国土技術政策総合研究所・平成 22 年 5 月）に基づき、流出予測モデルのフィードバックシステムを検討するものとする。フィードバックシステムは基本的に「定数固定現時刻合わせ方式」によるものとする。。 １３）洪水予測シミュレーション 受注者は、流出予測モデルの洪水予測シミュレーションを行うものとする。 ①　シミュレーション用のプログラムの作成 ②　シミュレーションの実施 ③　精度の確認 （４）相関予測モデルの検討 １）予測地点の設定 受注者は、相関予測モデルの予測地点を設定するものとする。 ２）検討対象洪水の選定	

改　　定	現　　行	備　考
（4）相関予測モデルの検討 1）予測地点の設定 受注者は、相関予測モデルの予測地点を設定するものとする。 2）検討対象洪水の選定 受注者は、相関予測モデルの検討対象洪水を選定し、雨量資料、水位、流量資料を整理するものとする。 3）到達時間の検討 受注者は、相関予測モデルの到達時間を検討するものとする。 4）相関予測式の検討 受注者は、相関予測モデルの相関予測式を検討するものとする。 ①　相関予測の方針検討 ②　雨量ー流量相関の検討 ③　流量ー流量（水位ー水位）相関の検討 5）洪水予測シミュレーション 受注者は、相関予測モデルの洪水予測シミュレーションを行うものとする。 ①　シミュレーション用のプログラムの作成 ②　シミュレーションの実施 ③　精度の確認 （5）洪水予測システムの設計 1）予想システムの基本構成、条件等の整理 受注者は、洪水予測システムの基本構成、条件等を整理するものとする。 2）予測システムの機器選定、機器構成の検討 受注者は、洪水予測システムの機器選定、機器構成を検討するものとする。 3）データ入力システムの検討 受注者は、洪水予測システムのデータ入力システムを検討するものとする。 ①　データ入力の方針検討 ②　必要入力データの設定 ③　データ入力システムの検討 4）入力機器等のハード面の検討 受注者は、洪水予測システムの入力機器等のハード面について検討するものとする。 5）流出予測システムのまとめ 受注者は、洪水予測システムの流出予測システムをとりまとめるものとする。 ①　データ加工計算式	受注者は、相関予測モデルの検討対象洪水を選定し、雨量資料、水位、流量資料を整理するものとする。 3）到達時間の検討 受注者は、相関予測モデルの到達時間を検討するものとする。 4）相関予測式の検討 受注者は、相関予測モデルの相関予測式を検討するものとする。 ①　相関予測の方針検討 ②　雨量ー流量相関の検討 ③　流量ー流量（水位ー水位）相関の検討 5）洪水予測シミュレーション 受注者は、相関予測モデルの洪水予測シミュレーションを行うものとする。 ①　シミュレーション用のプログラムの作成 ②　シミュレーションの実施 ③　精度の確認 （5）洪水予測システムの設計 1）予想システムの基本構成、条件等の整理 受注者は、洪水予測システムの基本構成、条件等を整理するものとする。 2）予測システムの機器選定、機器構成の検討 受注者は、洪水予測システムの機器選定、機器構成を検討するものとする。 3）データ入力システムの検討 受注者は、洪水予測システムのデータ入力システムを検討するものとする。 ①　データ入力の方針検討 ②　必要入力データの設定 ③　データ入力システムの検討 4）入力機器等のハード面の検討 受注者は、洪水予測システムの入力機器等のハード面について検討するものとする。 5）流出予測システムのまとめ 受注者は、洪水予測システムの流出予測システムをとりまとめるものとする。 ①　データ加工計算式 ②　流出モデル ③　ダム操作モデル ④　降雨予測モデル ⑤　フィードバックシステム	

改　　定	現　　行	備　考
②　流出モデル ③　ダム操作モデル ④　降雨予測モデル ⑤　フィードバックシステム 6）相関予測システムのまとめ 受注者は、洪水予測システムの相関予測システムをとりまとめるものとする。 ①　データ加工計算式 ②　相関予測式 7）予測データ出力システムの検討 受注者は、洪水予測システムの予測データ出力システムについて検討するものとする。 ①　データ出力の方針検討 ②　画面表示の検討 ③　印刷出力の検討 ④　データ伝送の検討 8）出力機器等のハード面の検討 受注者は、洪水予測システムの出力機器等のハード面について検討するものとする。 （6）予測プログラム作成 1）プログラム条件設定 受注者は、予測プログラムの条件設定を行うものとする。 ①　使用機器の設定 ②　使用言語の設定 ③　その他条件設定 2）プログラム構成検討 受注者は、予測プログラムの構成を検討し、フローチャートにとりまとめるものとする。 3）プログラム作成 受注者は、設定された機種に対する予測プログラムを作成するものとする。作成したプログラムは、記憶媒体に登録するものとする。 4）テストラン 受注者は、テスト用のデータを作成し、予測プログラムのテストランを行うものとする。 5）プログラムのインストール 受注者は、予測プログラムをインストールし、動作確認するものとする。 6）システム操作マニュアルの作成 受注者は、システム操作マニュアルを作成するものとする。	6）相関予測システムのまとめ 受注者は、洪水予測システムの相関予測システムをとりまとめるものとする。 ①　データ加工計算式 ②　相関予測式 7）予測データ出力システムの検討 受注者は、洪水予測システムの予測データ出力システムについて検討するものとする。 ①　データ出力の方針検討 ②　画面表示の検討 ③　印刷出力の検討 ④　データ伝送の検討 8）出力機器等のハード面の検討 受注者は、洪水予測システムの出力機器等のハード面について検討するものとする。 （6）予測プログラム作成 1）プログラム条件設定 受注者は、予測プログラムの条件設定を行うものとする。 ①　使用機器の設定 ②　使用言語の設定 ③　その他条件設定 2）プログラム構成検討 受注者は、予測プログラムの構成を検討し、フローチャートにとりまとめるものとする。 3）プログラム作成 受注者は、設定された機種に対する予測プログラムを作成するものとする。作成したプログラムは、記憶媒体に登録するものとする。 4）テストラン 受注者は、テスト用のデータを作成し、予測プログラムのテストランを行うものとする。 5）プログラムのインストール 受注者は、予測プログラムをインストールし、動作確認するものとする。 6）システム操作マニュアルの作成 受注者は、システム操作マニュアルを作成するものとする。 （7）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 （8）報告書作成	

改　　定	現　　行	備　考
（７）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 （８）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 第３章　河川構造物設計 第３節　護岸設計 第2307条　護岸詳細設計 １．業務目的 護岸詳細設計は、予備設計によって選定された護岸又は設計図書に示された護岸のタイプ、配置に対して、詳細な設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 ２．　業務内容 護岸詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、多自然型護岸に関しては、法覆工、基礎工、根固工に自然材料を用いる範囲において、当該仕様書を適用し、それ以外の工種の設計および検討を要する場合には、別途設計図書に示される業務内容とする。 （１）設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第２項（２）に準ずるものとする。 （３）基本事項の決定 受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書および指示事項に基づき、下記の基本条件を確認するものとする。なお、周辺の環境に配慮した護岸の景観検討を行い、基本事項の決定に反映させる １）法線等の見直し検討	受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 第３章　河川構造物設計 第３節　護岸設計 第2307条　護岸詳細設計 １．　業務目的 護岸詳細設計は、予備設計によって選定された護岸又は設計図書に示された護岸のタイプ、配置に対して、詳細な設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 ２．　業務内容 護岸詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、多自然型護岸に関しては、法覆工、基礎工、根固工に自然材料を用いる範囲において、当該仕様書を適用し、それ以外の工種の設計および検討を要する場合には、別途設計図書に示される業務内容とする。 （５）設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （６）現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第２項（２）に準ずるものとする。 （７）基本事項の決定 受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書および指示事項に基づき、下記の基本条件を確認するものとする。なお、周辺の環境に配慮した護岸の景観検討を行い、基本事項の決定に反映させる １）法線等の見直し検討 精度の高い地形図を基に計画堤防法線等を画き、民地境界等部分的に詳細な検討を行い、基本方針を確認するものとする。 ２）護岸の配置計画 予備設計で決定された護岸タイプ（環境護岸を含め）の具体的な配置を新規図面にて確認するものとする。 ３）構造物との取付検討 大規模施設との工事境界、小構造物の取り扱い等を検討し、関連構造	

改　　定	現　　行	備　考
予備設計で決定された護岸タイプ（環境護岸を含め）の具体的な配置を新規図面にて確認するものとする。 2）構造物との取付検討 大規模施設との工事境界、小構造物の取り扱い等を検討し、関連構造物との取付計画を行うものとする。 （4）本体設計 1）一般地盤の場合 ①　基礎工検討諸元の整理 受注者は、護岸断面の安定検討を行うに当たり、新しいデータを含め当該範囲の地質、地下水等を河川の縦断的に整理し、計算断面の選定と土質の定数等の決定及び基礎工法の適正を決定するものとする。 ②　安定計算 受注者は、基礎工法の検討結果を基に、代表個所３断面程度について安定計算を行い、安全度を確認するものとする。 2）軟弱地盤の場合 ①　土質性状、定数の整理 受注者は、土質性状分布を作成し、軟弱地盤としての範囲を定め、地下水位の状況、物性値、力学値を整理するものとする。 ②　現況護岸の安定計算 受注者は、現況護岸の工法及び断面がどの程度の安全度を保っているか、上記①の定数を用いて代表３断面程度の安定計算を行うものとする。 ③　対策工法の比較検討 受注者は、現況護岸の安全度より、新設護岸としての軟弱地盤における護岸基礎工法を安全度、経済性、施工性より比較、検討するものとする。 ④　対策工法の安定計算 受注者は、上記の比較案を対象に各々について安定計算を行い、詳細設計としての最終断面を決定するものとする。 （5）付帯施設設計 1）階段工等 受注者は、護岸に設けられる昇降用階段並びに修景用として計画された階段工等の設計を行うものとする。 2）排水管渠 受注者は、Φ600 以下の管渠を規模毎に数ランクに分類し、それぞれの代表として一般構造図を作成するものとする。 3）その他施設 受注者は、管渠以外（ex 取付道路、利水施設等）の種々の改築施設に	物との取付計画を行うものとする。 （8）本体設計 1）一般地盤の場合 ①　基礎工検討諸元の整理 受注者は、護岸断面の安定検討を行うに当たり、新しいデータを含め当該範囲の地質、地下水等を河川の縦断的に整理し、計算断面の選定と土質の定数等の決定及び基礎工法の適正を決定するものとする。 ②　安定計算 受注者は、基礎工法の検討結果を基に、代表個所３断面程度について安定計算を行い、安全度を確認するものとする。 2）軟弱地盤の場合 ①　土質性状、定数の整理 受注者は、土質性状分布を作成し、軟弱地盤としての範囲を定め、地下水位の状況、物性値、力学値を整理するものとする。 ②　現況護岸の安定計算 受注者は、現況護岸の工法及び断面がどの程度の安全度を保っているか、上記①の定数を用いて代表３断面程度の安定計算を行うものとする。 ③　対策工法の比較検討 受注者は、現況護岸の安全度より、新設護岸としての軟弱地盤における護岸基礎工法を安全度、経済性、施工性より比較、検討するものとする。 ④　対策工法の安定計算 受注者は、上記の比較案を対象に各々について安定計算を行い、詳細設計としての最終断面を決定するものとする。 （9）付帯施設設計 1）階段工等 受注者は、護岸に設けられる昇降用階段並びに修景用として計画された階段工等の設計を行うものとする。 2）排水管渠 受注者は、Φ600 以下の管渠を規模毎に数ランクに分類し、それぞれの代表として一般構造図を作成するものとする。 3）その他施設 受注者は、管渠以外（ex 取付道路、利水施設等）の種々の改築施設に対して各々代表的な一般構造図を作成するものとする。 （１０）施工計画 1）施工計画 受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工	

改　　定	現　　行	備　考
対して各々代表的な一般構造図を作成するものとする。 （６）施工計画及び仮設計画 １）施工計画 受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる堤防開削、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、下記に示すものとする。 なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。 ①　施工条件 ②　施工方法 ③　土工計画 ④　工程計画 ⑤　動態観測の方法（計測が必要な場合） ⑥　工事機械、仮設備とその配置 ⑦　環境保全対策 ⑧　安全対策 ２）仮設計画 受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。 （７）図面作成及びパース作成 受注者は、一般平面図、縦断面図、標準横断図、護岸構造図、護岸展開図、土工横断図、場所打ＲＣ部の配筋図等を作成するものとする。また、環境護岸平面図、環境護岸標準横断図、環境護岸構造図等を作成し、仮設平面図、切廻し水路設計図、工事用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。 なお、決定した護岸形式を基に周辺を含めた着色パース（Ａ３版）を１タイプについて作成する。 （８）数量計算 受注者は、第 1211 条設計業務の成果（４）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。 （９）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 １）設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 ２）一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形	事で必要となる堤防開削、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、下記に示すものとする。 なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。 ①　施工条件 ②　施工方法 ③　土工計画 ④　工程計画 ⑤　動態観測の方法（計測が必要な場合） ⑥　工事機械、仮設備とその配置 ⑦　環境保全対策 ⑧　安全対策 ２）仮設計画 受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。 （１１）図面作成 受注者は、一般平面図、縦断面図、標準横断図、護岸構造図、護岸展開図、土工横断図、場所打ＲＣ部の配筋図等を作成するものとする。また、環境護岸平面図、環境護岸標準横断図、環境護岸構造図等を作成し、仮設平面図、切廻し水路設計図、工事用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。 なお、決定した護岸形式を基に周辺を含めた着色パース（Ａ３版）を１タイプについて作成する。 （１２）数量計算 受注者は、第 1211 条設計業務の成果（４）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。 （１３）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 １）設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 ２）一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。 ３）設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。	

改　　定	現　　行	備　考
式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。 ３）設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。 ４）設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。 (10) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 ３．　貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。 （１）護岸の予備設計報告書 （２）対象河川の流出、計画河道諸元 （３）設計範囲の測量成果 （４）設計範囲の地質調査報告書 （５）当該区間の流況解析結果資料（力学的安定性の照査の為） （６）その他必要と認めたもの	４）設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。 （１４）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 ３．貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。 （１）護岸の予備設計報告書 （２）対象河川の流出、計画河道諸元 （３）設計範囲の測量成果 （４）設計範囲の地質調査報告書 （５）当該区間の流況解析結果資料（力学的安定性の照査の為） （６）その他必要と認めたもの	

改　　定	現　　行	備　考
第4314条　護岸工予備設計 1．業務目的 護岸工の予備設計は、設計図書に基づく設計条件等を確認し、設計地点の地形、地質、隣接構造物の安全性、施工性、経済性、環境の観点から、最適な護岸工の形式を選定することを目的とする。 2．業務内容 （1）設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （2）現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の渓流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。 （3）基本事項検討 受注者は、護岸工の計画条件を確認し、計画対象流量、計画縦断勾配、工種工法、構造物の位置等の計画条件の確認、ならびに地形地質条件、環境条件を検討し、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。 （4）配置設計 受注者は、検討した基本事項に基づき、形式、規模、構造を考慮して配置案を３案立案するものとする。 （5）施設設計検討 1）施設設計の範囲 護岸工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。 ①　本体工 ②　基礎工 ③　根固工 ④　付属施設 2）施設設計 受注者は、配置設計で立案した３案の各案について設計計算を行い、標準構造図面を作成し、主要工種の概算数量の算出を行うものとする。また、自然と地域に馴染んだ施設の景観検討を行うものとする。 （6）概算工事費 受注者は、比較案それぞれに対し第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき概算工事費を算定するものとする。 （7）最適案の選定 受注者は、比較３案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経	形、地質、隣接構造物の安全性、施工性、経済性、環境の観点から、最適な護岸工の形式を選定することを目的とする。 2．業務内容 （1）設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （2）現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の渓流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。 （3）基本事項検討 受注者は、護岸工の計画条件を確認し、計画対象流量、計画縦断勾配、工種工法、構造物の位置等の計画条件の確認、ならびに地形地質条件、環境条件を検討し、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。 （4）配置設計 受注者は、検討した基本事項に基づき、形式、規模、構造を考慮して配置案を３案立案するものとする。 （5）施設設計検討 1）施設設計の範囲 護岸工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。 ①　本体工 ②　基礎工 ③　根固工 ④　付属施設 2）施設設計 受注者は、配置設計で立案した３案の各案について設計計算を行い、標準構造図面を作成し、主要工種の概算数量の算出を行うものとする。また、自然と地域に馴染んだ施設の景観検討を行うものとする。 （6）概算工事費 受注者は、比較案それぞれに対し第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき概算工事費を算定するものとする。 （7）最適案の選定 受注者は、比較３案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、調査職員と協議のうえ最適案を選定するものとする。 （8）施工計画検討 受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概	

改　　定	現　　行	備　考
済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、調査職員と協議のうえ最適案を選定するものとする。 （８）施工計画検討 受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。 （９）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 １）基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。 ２）配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。 ３）基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。 ４）全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。 （１０）総合検討 受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。 （１１）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 ３．貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。 （１）砂防計画資料 １）当該流域に関する砂防調査資料 ２）砂防施設配置計画検討資料 ３）既往施設の計画諸元等 （２）測量調査資料 １）地形図（縮尺 1/50～1/1,000） ２）縦断図（縮尺縦 1/100～1/200，横 1/500～1/1,000） ３）横断図（縮尺 1/200） （３）地質調査資料 １）計画地点周辺の地質文献資料 ２）施設計画地点付近のボーリング調査資料 （４）その他資料 １）自然環境調査資料 ２）社会環境調査資料	略の施工計画を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。 （９）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 １）基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。 ２）配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項事項の運用と手順を確認する。 ３）基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。 ４）全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。 （１０）総合検討 受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。 （１１）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 ３．貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。 （１）砂防計画資料 １）当該流域に関する砂防調査資料 ２）砂防施設配置計画検討資料 ３）既往施設の計画諸元等 （２）測量調査資料 １）地形図（縮尺 1/50～1/1,000） ２）縦断図（縮尺縦 1/100～1/200，横 1/500～1/1,000） ３）横断図（縮尺 1/200） （３）地質調査資料 １）計画地点周辺の地質文献資料 ２）施設計画地点付近のボーリング調査資料 （４）その他資料 １）自然環境調査資料 ２）社会環境調査資料	

改　　定	現　　行	備　考
第１章　ダム環境調査 第３節　ダム湖環境調査 第5119条　ダム湖利用実態調査 １．業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺区域の利用者数、利用状況等ダム湖及びその周辺区域の利用実態を把握することを目的とする。また実施に際しては、「ダム湖利用実態調査マニュアル（案）・国土交通省」に準拠するものとする。 ２．　業務内容 （１）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地調査計画の策定 受注者は設計図書に基づき、対象地域、調査項目、調査実施日、既往成果等を整理して調査計画を策定し、調査職員の承諾を得るものする。 （３）現地調査 受注者は、現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。 （４）調査成果のとりまとめ 受注者は、調査結果について、所定の様式に基づき成果のとりまとめを行うものとする。 （５）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 （６）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 第３章　ダム地質調査 第４節　地表地質踏査 第5306条　ダムサイト地表地質概査（1/2,500）	第３節　ダム湖環境調査 第5119条　ダム湖利用実態調査 １．　業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺区域の利用者数、利用状況等ダム湖及びその周辺区域の利用実態を把握することを目的とする。また実施に際しては、「ダム湖利用実態調査調査マニュアル（案）・国土交通省」に準拠するものとする。 ２．　業務内容 （１）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地調査計画の策定 受注者は設計図書に基づき、対象地域、調査項目、調査実施日、既往成果等を整理して調査計画を策定し、調査職員の承諾を得るものする。 （３）現地調査 受注者は、現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。 （４）調査成果のとりまとめ 受注者は、調査結果について、所定の様式に基づき成果のとりまとめを行うものとする。 （５）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 （６）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 第３章　ダム地質調査 第４節　地表地質踏査 x第5306条　ダムサイト地表地質概査（1/2,500） 本業務は、選定されたダムサイトにおけるダム建設上の問題点の把握および、今後の調査方針の検討を行うための基礎地質資料を作成する業務である。 １．　業務の目的 貸与された 1/2,500 地形図を基にして、現地踏査を実施して地質図を作成	

改　　定	現　　行	備　考
本業務は、選定されたダムサイトにおけるダム建設上の問題点の把握および、今後の調査方針の検討を行うための基礎地質資料を作成する業務である。 １．業務の目的 貸与された 1/2,500 地形図を基にして、現地踏査を実施して地質図を作成し、ダムサイトとしての地質上の問題点の検討を行い、ダムサイトの今後の調査計画を立案することを目的とする。 ２．業務内容 （１）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地調査 １）受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。 ２）受注者は、ダムサイトの地質構造、風化ならびに被覆層の厚さの推定を行う。 ３）受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。 （３）解析 １）地形検討 受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。 ２）地質的考察 受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、ダムサイトの地質構成、地質構造、主要な断層、風化状況などについて概略検討を行う。 ３）地質図作成 受注者は、地質的考察に基づき、ダムサイト候補地の地質平面図（1/2,500）および、最も適当と判断されるダム軸に沿った地質断面図（拡大 1/1,000）を作成する。 ４）地質条件の検討 受注者は、ダムサイト候補地の地形、地質上の問題点について整理・検討し、今後のダムサイトの調査計画を提案する。 （４）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 （５）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 ３．成果物 受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第１項～第３項に従い作成	し、ダムサイトとしての地質上の問題点の検討を行い、ダムサイトの今後の調査計画を立案することを目的とする。 ２．業務内容 （１）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地調査 １）受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。 ２）受注者は、ダムサイトの地質構造、風化ならびに被覆層の厚さの推定を行う。 ３）受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。 （３）解析 １）地形検討 受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。 ２）地質的考察 受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、ダムサイトの地質構成、地質構造、主要な断層、風化状況などについて概略検討を行う。 ３）地質図作成 受注者は、地質的考察に基づき、ダムサイト候補地の地質平面図（1/2,500）および、最も適当と判断されるダム軸に沿った地質断面図（拡大 1/1,000）を作成する。 ４）地質条件の検討 受注者は、ダムサイト候補地の地形、地質上の問題点について整理・検討し、今後のダムサイトの調査計画を提案する。 （４）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 （５）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 ３．成果物 受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第１項～第３項に従い作成し納品するものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領　業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。	

改　　定	現　　行	備　考
し納品するものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領　業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。 （1）地質平面図（1/2,500） （2）ダム軸地質断面図（拡大 1/1,000） （3）地質調査計画図（拡大 1/1,000） （4）ルートマップ （5）地質概査報告書 4．貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。 （1）ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模に関する資料 （2）空中写真 （3）位置図（1/50,000～10,000） （4）ダムサイト地形図（1/5,000～1/2,500） （5）既存調査資料 5．その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。	なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。 （1）地質平面図（1/2,500） （2）ダム軸地質断面図（拡大 1/1,000） （3）地質調査計画図（拡大 1/1,000） （4）ルートマップ （5）地質概査報告書 4．貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。 （1）ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模に関する資料 （2）空中写真 （3）位置図（1/50,000～10,000） （4）ダムサイト地形図（1/5,000～1/2,500） （5）既存調査資料 5．その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。	

改　定	現　行	備　考
第４章　道路設計	第３節　シールドトンネル設計	
第２節　道路設計	第6708条　立坑予備設計	
第6405条　道路予備修正設計（Ａ）	第４節　開削トンネル設計	
第７章　トンネル設計	第6710条　開削トンネル設計の区分	
第３節　シールドトンネル設計	第6711条　開削トンネル予備設計	
第6708条　立坑予備設計	第６節　成果物	
第４節　開削トンネル設計	第6716条　成果物	
第6710条　開削トンネル設計の区分	第８章　橋梁設計	
第6711条　開削トンネル予備設計	第５節　成果物	
第６節　成果物	第6811条　成果物	
第6716条　成果物	第９章　道路施設点検	
第８章　橋梁設計	第１節　道路施設点検の種類	
第５節　成果物	第6901条　道路施設点検の種類	
第6811条　成果物	第２節　道路防災カルテ点検	
第９章　道路施設点検	第6902条　道路防災カルテ点検	
第１節　道路施設点検の種類	第３節　橋梁定期点検	
第6901条　道路施設点検の種類	第6903条　橋梁定期点検	
第２節　道路防災カルテ点検	第４節　成果物	
第6902条　道路防災カルテ点検	第6904条　成果物	
第３節　橋梁定期点検		
第6903条　橋梁定期点検		
第４節　成果物		
第6904条　成果物		
第１章　道路環境調査	**第１章　道路環境調査**	
第２節　成果物	第２節　成果物	
第6110条　成果物 １．環境影響調査 受注者は、表６．１．１に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領　業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。	第6109条　成果物 １．環境影響調査 受注者は、表６．１．１に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領　業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。 表 6.1.1　環境影響評価成果物一覧表 成果物：環境影響評価報告書一式 摘要：※１	

改　　定	現　　行	備　考

表 6.1.1　環境影響評価成果物一覧表

成果物	摘要
計画段階配慮書（案）	※２
環境影響評価報告書一式	※１
方法書（案）	
準備書（案）	※２
評価書（案）	※２
評価書の補正等	

※１環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査及び予測・評価・環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。
※２要約書（案）を含むものとする。

第４章　道路設計

第２節　道路設計

第6406条　道路予備設計（Ｂ）

１．業務目的

道路予備設計（Ｂ）は道路予備設計（Ａ）、或いは同修正設計により決定された中心線に基づいて行われた実測路線測量による実測図を用いて、第 1206 条設計業務の内容第３項の業務のうち、図上での用地幅杭位置を決定することを目的とする。

２．　業務内容

（１）設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

（２）現地踏査

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために、現地踏査を行う。現地踏査に当たっては、現地での交差道路、用排水系統等の現地状況の確認及び道路予備設計（Ａ）、或いは同修正設計で計画されている構造物の位置等の基本的事項の把握を行うものとする。なお、現地調査（測量、地質調査、交通量調査）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査事項について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

（３）縦断設計

受注者は、既存資料及び現地踏査に基づいて、平面線形との組合わせ、橋梁、

方法書（案）	
準備書（案）	※２
評価書（案）	※２

※１環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査及び予測・評価・環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。
※２要約書（案）を含むものとする。

第４章　道路設計

第２節　道路設計

第6406条　道路予備設計（Ｂ）

１．　業務目的

道路予備設計（Ｂ）は道路予備設計（Ａ）、或いは同修正設計により決定された中心線に基づいて行われた実測路線測量による実測図を用いて、第 1206 条設計業務の内容第４項の業務のうち、図上での用地幅杭位置を決定することを目的とする。

２．　業務内容

（１）設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

（２）現地踏査

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために、現地踏査を行う。現地踏査に当たっては、現地での交差道路、用排水系統等の現地状況の確認及び道路予備設計（Ａ）、或いは同修正設計で計画されている構造物の位置等の基本的事項の把握を行うものとする。なお、現地調査（測量、地質調査、交通量調査）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査事項について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

（３）縦断設計

受注者は、既存資料及び現地踏査に基づいて、平面線形との組合わせ、橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を設計するものとする。

（４）横断設計

受注者は、実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し法面勾

改　　定	現　　行	備　考
トンネル等の主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を設計するものとする。 （4）横断設計 受注者は、実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し法面勾配と構造を決定し、道路の横断構成、側道、水路等を設計するものとする。 （5）道路付帯構造物設計 受注者は、一般構造物［擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。］及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅 2mまたは高さ 1.5mを超えるもの）、地下道、取付道路（延長 10m以上）、側道、階段工（高さ 3m以上）等について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第 6423 条一般構造物予備設計に準ずるものとする。 （6）小構造物設計 受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ 2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅 2m以下かつ高さ 1.5m以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（延長 10m未満）、階段工（高さ 3m未満）等の位置、形式、基本寸法等を決定するものとする。 （7）用排水設計 受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算を行い、用排水構造物を設計する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画等を十分把握して適切な設計を行うものとする。使用する用排水構造物は、標準設計図集を参照するものとする。 （8）設計図 受注者は、以下の設計図を作成するものとする。 1）路線図 市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。 2）平面図 実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び橋梁、トンネル等の主要構造物等、計画した全ての構造物を記入するものとする。 3）縦断図 実測縦断図を用い、計画した縦断線形に基づき 20m毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物及び道路横断構造物を記入するものとする。 4）標準横断図 切土、盛土等の断面について代表的な横断形状の箇所を選定し作成する。 5）横断図	配と構造を決定し、道路の横断構成、側道、水路等を設計するものとする。 （5）道路付帯構造物設計 受注者は、一般構造物［擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。］及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅 2mまたは高さ 1.5mを超えるもの）、地下道、取付道路（延長 10m以上）、側道、階段工（高さ 3m以上）等について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第 6423 条一般構造物予備設計に準ずるものとする。 （6）小構造物設計 受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ 2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅 2m以下かつ高さ 1.5m以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（延長 10m未満）、階段工（高さ 3m未満）等の位置、形式、基本寸法等を決定するものとする。 （7）用排水設計 受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算を行い、用排水構造物を設計する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画等を十分把握して適切な設計を行うものとする。使用する用排水構造物は、標準設計図集を参照するものとする。 （8）設計図 受注者は、以下の設計図を作成するものとする。 1）路線図 市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。 2）平面図 実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び橋梁、トンネル等の主要構造物等、計画した全ての構造物を記入するものとする。 3）縦断図 実測縦断図を用い、計画した縦断線形に基づき 20m毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物及び道路横断構造物を記入するものとする。 4）標準横断図 切土、盛土等の断面について代表的な横断形状の箇所を選定し作成する。 5）横断図 実測横断図を用い、標準として 20m毎の測点について横断設計に基づき作成する。土層別の土量、法長および幅杭等、必要な事項を記入するものとする。 6）一般図作成	

改　　定	現　　行	備　考
実測横断図を用い、標準として 20m毎の測点について横断設計に基づき作成する。土層別の土量、法長および幅杭等、必要な事項を記入するものとする。 ６）一般図作成 一般構造物（函渠、擁壁等）は設計図書に基づき、第７節一般構造物設計第 6423 条一般構造物予備設計の規定に準じて一般図を作成する。 （９）関係機関との協議資料作成 受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第２項の（６）に準ずるものとする。 （１０）用地幅杭計画 受注者は、縦断・横断・道路付帯構造物・小構造物及び用排水設計に基づき用地幅杭位置を求めるものとする。 （１１）概算工事費 受注者は、第 1211 条設計業務の成果（５）に基づき概算工事費を算定するものとする。なお、概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。 （１２）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6403 条路概略設計第２項の（８）に準ずるものとする。 （１３）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 １）計画の概要 ２）地域の現況及び関連協議資料 ３）各種検討の経緯とその結果 ４）設計計算書 ５）概算事業費 ６）用地幅杭調書 ７）その他必要事項 ３．　貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。 （１）道路予備設計（Ａ）、同修正設計成果一式 （２）地質調査成果一式 （３）測量成果一式 （４） 第6408条　道路詳細設計 １．業務目的 道路詳細設計は、道路予備設計（Ｂ）、或いは同修正設計（Ｂ）で確定した	一般構造物（函渠、擁壁等）は設計図書に基づき、第７節一般構造物設計第 6423 条一般構造物予備設計の規定に準じて一般図を作成する。 （９）関係機関との協議資料作成 受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第２項の（６）に準ずるものとする。 （１０）用地幅杭計画 受注者は、縦断・横断・道路付帯構造物・小構造物及び用排水設計に基づき用地幅杭位置を求めるものとする。 （１１）概算工事費 受注者は、第 1211 条設計業務の成果（５）に基づき概算工事費を算定するものとする。なお、概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。 （１２）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6403 条路概略設計第２項の（８）に準ずるものとする。 （１３）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 １）計画の概要 ２）地域の現況及び関連協議資料 ３）各種検討の経緯とその結果 ４）設計計算書 ５）概算事業費 ６）用地幅杭調書 ７）その他必要事項 ３．貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。 （１）道路予備設計（Ａ）、同修正設計成果一式 （２）地質調査成果一式 （３）測量成果一式 第 6408 条　道路詳細設計 １．業務目的 道路詳細設計は、道路予備設計（Ｂ）、或いは同修正設計（Ｂ）で確定した中心線位置、用地幅杭位置に基づき、第 1206 条設計業務の内容第４項に示す業務を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。なお、予備設計で確定すべき要件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に	

改　　定	現　　行	備　考
中心線位置、用地幅杭位置に基づき、第 1206 条設計業務の内容第４項に示す業務を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。なお、予備設計で確定すべき要件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に示された設計を行うものとする。 ２．業務内容 （１）設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地踏査 受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地踏査を行う。現地踏査では、予備設計で計画されている構造物等の位置、交差または付替道路、用排水系統等について確認するとともに、当該設計箇所における地形、地質、地物、植生、土地利用状況等についても確認を行うものとする。 （３）平面・縦断設計 受注者は、平面設計について、実測平面図を用い道路予備設計（Ｂ）、或いは同修正設計により決定された線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。縦断設計は、実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、型式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を決定し、20ｍ毎の測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行うものとする。 （４）横断設計 受注者は、実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し、法面勾配と構造を決定し、道路横断の詳細構造を設計するものとする。 （５）道路付帯構造物設計 受注者は、一般構造物［擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。］及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅 2m超かつ延長 100m超）、地下道、取付道路（幅 3m超かつ延長 30m超）側道、階段工（高さ 3m以上）等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする（照明施設は除く）。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第 6424 条一般構造物詳細設計に準ずるものとする。 （６）小構造物設計 受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ 2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅 2m以下または延長 100m 以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（幅 3m以下または延長 30m未満）、階段工（高さ 3m未満）等を設計するもの	示された設計を行うものとする。 ２．業務内容 （１）設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地踏査 受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地踏査を行う。現地踏査では、予備設計で計画されている構造物等の位置、交差または付替道路、用排水系統等について確認するとともに、当該設計箇所における地形、地質、地物、植生、土地利用状況等についても確認を行うものとする。 （３）平面・縦断設計 受注者は、平面設計について、実測平面図を用い道路予備設計（Ｂ）、或いは同修正設計により決定された線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。縦断設計は、実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、型式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を決定し、20ｍ毎の測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行うものとする。 （４）横断設計 受注者は、実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し、法面勾配と構造を決定し、道路横断の詳細構造を設計するものとする。 （５）道路付帯構造物設計 受注者は、一般構造物［擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。］及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅 2m超かつ延長 100m超）、地下道、取付道路（幅 3m超かつ延長 30m超）側道、階段工（高さ 3m以上）等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第 6424 条一般構造物詳細設計に準ずるものとする （６）小構造物設計 受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ 2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅 2m以下または延長 100m 以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（幅 3m以下または延長 30m未満）、階段工（高さ 3m未満）等を設計するものとする（照明施設は除く）。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。 （７）仮設構造物設計 受注者は、構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設構造物について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、	

改　　定	現　　行	備　考
とする。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。 （７）仮設構造物設計 受注者は、構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設構造物について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。 （８）用排水設計 受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算、用排水構造物の形状等について設計を行い排水系統図を作成する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行う。使用する用排水構造物は「標準設計図集」を参照する。用排水系統図には、自然流下の用排水路については流水方向と施工高さを記入するものとする。 （９）舗装工設計 受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、「舗装種別選定の手引き」（公益社団法人日本道路協会 R3.12）に示されたチェックシート等を参考にアスファルト舗装／コンクリート舗装等を比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。 （１０）施工計画 受注者は、設計図書に基づき経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な施工計画を行うものとする。 （１１）設計図 受注者は、以下の設計図を作成するものとする。なお、工事発注に際して留意すべき設計条件等は図面に記載するものとする。 １）路線図 市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。 ２）平面図 実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び橋梁、トンネル等の主要構造物等、計画した全ての構造物を記入するものとする。 ３）縦断図 実測縦断図を用い、計画した縦断線形に基づき 20m 毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物及び道路横断構造物を記入するものとする。 ４）標準横断図 切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断図には、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路付帯構造物小構造物等の必要事項を記入するものとする。 ５）横断図	施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。 （８）用排水設計 受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算、用排水構造物の形状等について設計を行い排水系統図を作成する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行う。使用する用排水構造物は「標準設計図集」を参照する。用排水系統図には、自然流下の用排水路については流水方向と施工高さを記入するものとする。 （９）舗装工設計 受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、「舗装種別選定の手引き」（公益社団法人日本道路協会 R3.12）に示されたチェックシート等を参考にアスファルト舗装／コンクリート舗装等を比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。 （１０）施工計画 受注者は、設計図書に基づき経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な施工計画を行うものとする。 （１１）設計図 受注者は、以下の設計図を作成するものとする。なお、工事発注に際して留意すべき設計条件等は図面に記載するものとする。 １）路線図 市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。 ２）平面図 実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び橋梁、トンネル等の主要構造物等、計画した全ての構造物を記入するものとする。 ３）縦断図 実測縦断図を用い、計画した縦断線形に基づき 20m 毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物及び道路横断構造物を記入するものとする。 ４）標準横断図 切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断図には、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路付帯構造物小構造物等の必要事項を記入するものとする。 ５）横断図 実測横断図を用い、横断設計に基づいて設計する。横断図には、土層別の土量および法長等、必要な事項を記入する。 ６）土積図 上段に縦断図を作成し、下段に土積曲線を記入するものとする。	

改　　定	現　　行	備　考
実測横断図を用い、横断設計に基づいて設計する。横断図には、土層別の土量および法長等、必要な事項を記入する。 6）土積図 上段に縦断図を作成し、下段に土積曲線を記入するものとする。 7）詳細図 標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。 （１２）数量計算 受注者は、第 1211 条設計業務の成果（４）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。 （１３）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 １）基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 ２）設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。 ３）設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 （１４）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 １）計画の概要 ２）各種検討の経緯とその結果 ３）設計計算書（排水計算、設計計算等） ４）その他必要事項 ３．貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。 （1）道路予備設計（B）成果一式 （2）道路予備修正設計（B）成果一式 （3）地質調査成果一式 （4）測量成果一式 （5）関連構造物設計成果一式（橋梁、トンネル等）	7）詳細図 標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。 （１２）数量計算 受注者は、第 1211 条設計業務の成果（４）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。 （１３）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 １）基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 ２）設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。 ３）設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 （１４）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 １）計画の概要 ２）各種検討の経緯とその結果 ３）設計計算書（排水計算、設計計算等） ４）その他必要事項 ３．貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。 （1）道路予備設計（B）成果一式 （2）道路予備修正設計（B）成果一式 （3）地質調査成果一式 （4）測量成果一式 （5）関連構造物設計成果一式（橋梁、トンネル等） ## 第５章　地下構造物設計 第２節　地下横断歩道等設計	

改　　定	現　　行	備　考
第５章　地下構造物設計 第２節　地下横断歩道等設計 第6505条　地下横断歩道等詳細設計 １．業務目的 地下横断歩道等の詳細設計は、予備設計で形式決定された地下横断歩道の構造形式に対して、予備設計で検討された方針及び設計図書に示す設計条件、既往の関連資料、地形・地質の状況等に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。 ２．業務内容 地下横断歩道等詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。 （１）設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地踏査 受注者は、地下横断歩道等の計画地点の詳細な現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認し、道路交通及び沿道歩行者の流れ、出入口等の設置位置、地下埋設物、用地条件、工事帯の確保等について、現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、土質調査、試掘調査、交通量調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査範囲について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。 （３）設計条件の整理・検討 受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理･検討を行なうものとする。 主な検討項目 １）設置位置の確認 ２）内空及び構造形式 ３）線形計画、昇降形式 ４）地質及び地下水位の条件 ５）周辺の環境条件 ６）地下占用物件の位置確認 ７）道路交通条件 ８）連結部、出入口部、上屋形式及び防水・ジョイント形式	第6505条　地下横断歩道等詳細設計 １．業務目的 地下横断歩道等の詳細設計は、予備設計で形式決定された地下横断歩道の構造形式に対して、予備設計で検討された方針及び設計図書に示す設計条件、既往の関連資料、地形・地質の状況等に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。 ２．業務内容 地下横断歩道等詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。 （１）設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地踏査 受注者は、地下横断歩道等の計画地点の詳細な現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認し、道路交通及び沿道歩行者の流れ、出入口等の設置位置、地下埋設物、用地条件、工事帯の確保等について、現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、土質調査、試掘調査、交通量調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査範囲について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。 （３）設計条件の整理・検討 受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理･検討を行なうものとする。 主な検討項目 １）設置位置の確認 ２）内空及び構造形式 ３）線形計画、昇降形式 ４）地質及び地下水位の条件 ５）周辺の環境条件 ６）地下占用物件の位置確認 ７）道路交通条件 ８）連結部、出入口部、上屋形式及び防水・ジョイント形式 ９）本体及び仮設構造物の設計条件 １０）仮設・補助工法を含む施工計画 １１）液状化判定 １２）耐震計算手法の検討 １３）近接構造物及び地下埋設物への影響	

改　　定	現　　行	備　考
9）本体及び仮設構造物の設計条件 １０）仮設・補助工法を含む施工計画 １１）液状化判定 １２）耐震計算手法の検討 １３）近接構造物及び地下埋設物への影響 １４）付属施設 （４）本体設計 1）平面・縦断線形設計 受注者は、発注者から貸与された道路線形計算書、平面及び縦断線形図等に基づき、当該構造物の必要箇所について詳細に線形計算を行い、平面及び縦断座標を求めるものとする。 2）ＢＯＸ部 受注者は、ＢＯＸ部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、タイル張り及び吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。 3）出入口部 受注者は、出入口部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、階段、斜路（階段付き）の昇降方式の設計及びタイル張り、吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。 4）連結部 受注者は、出入口部との連結部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、タイル張り及び吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計をおこなうものとする。 5）基礎 受注者は、基礎地盤の調査結果により、基礎の種類及び形状を決定するものとする。なお、基礎形式として杭基礎を採用する場合は、杭基礎の杭種、杭径比較も含めて実施するものとする。 （5）景観検討 受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、設計図書に基づき、地下横断歩道の上屋及び内装のデザインを立案し、比較検討の結果から採用案の選定を行なうものとする。 （6）附属施設設計 受注者は、給排水設備、照明設備、防犯設備、案内誘導施設、電気等の附属施設について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとする。 設計は、施設配置設計図、系統図を作成し、使用機器の種類を決定し、工種毎に数量計算を行うものとする。 （7）上屋設計 受注者は、出入口部それぞれの上屋について、「立体横断施設技術基準・同	１４）付属施設 （４）本体設計 1）平面・縦断線形設計 受注者は、発注者から貸与された道路線形計算書、平面及び縦断線形図等に基づき、当該構造物の必要箇所について詳細に線形計算を行い、平面及び縦断座標を求めるものとする。 2）ＢＯＸ部 受注者は、ＢＯＸ部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、タイル張り及び吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。 3）出入口部 受注者は、出入口部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するするものとし、階段、斜路（階段付き）の昇降方式の設計及びタイル張り、吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。 4）連結部 受注者は、出入口部との連結部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、タイル張り及び吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計をおこなうものとする。 5）基礎 受注者は、基礎地盤の調査結果により、基礎の種類及び形状を決定するものとする。なお、基礎形式として杭基礎を採用する場合は、杭基礎の杭種、杭径比較も含めて実施するものとする。 （5）景観検討 受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、設計図書に基づき、地下横断歩道の上屋及び内装のデザインを立案し、比較検討の結果から採用案の選定を行なうものとする。 （6）附属施設設計 受注者は、給排水設備、照明設備、防犯設備、案内誘導施設、電気等の附属施設について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとする。 設計は、施設配置設計図、系統図を作成し、使用機器の種類を決定し、工種毎に数量計算を行うものとする。 （7）上屋設計 受注者は、出入口部それぞれの上屋について、「立体横断施設技術基準・同解説」による標準的な形式について各詳細寸法を決定し、図面及び数量計算書を作成するものとする。 （8）施工計画 受注者は、以下の内容について必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。	

改　　定	現　　行	備　考
解説」による標準的な形式について各詳細寸法を決定し、図面及び数量計算書を作成するものとする。 （８）施工計画 受注者は、以下の内容について必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。 １）工事実施にあたっての、交通処理、地下埋設物の処理、安全対策、経済性、施工性などに応じて施工方法を決定する。 ２）施工に必要な、土留工、仮締切工、路面覆工における仮設構造物について安定計算及び断面計算を行い、図面及び数量計算書を作成するものとする。 ３）施工方法、仮設構造物設計に応じた工程計画を決定する。 （９）設計図 受注者は、地下横断歩道の位置図、一般図、構造一般図、躯体構造詳細図、基礎構造の詳細設計図等を作成するものとする。 （１０）数量計算 受注者は、第 1211 条設計業務の成果（４）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。 （１１）関係機関との協議資料作成 受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第２項の（６）に準ずるものとする。 （１２）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 １）設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件および道路交通、沿道条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 ２）一般図を基に地下横断歩道等の規模、形式、設置位置、昇降形式等と設計基本条件および関連事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。 ３）設計方針および設計手法が適切であるかの照査を行う。また、施工方法、交通切廻方法が適切であるかの照査を行う。 ４）設計計算、設計図、数量の正確性、適切性および整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。また、本体、上屋および附属施設それぞれの取り合いについて整合性の照査を行う。 （１３）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を	１）工事実施にあたっての、交通処理、地下埋設物の処理、安全対策、経済性、施工性などに応じて施工方法を決定する。 ２）施工に必要な、土留工、仮締切工、路面覆工における仮設構造物について安定計算及び断面計算を行い、図面及び数量計算書を作成するものとする。 ３）施工方法、仮設構造物設計に応じた工程計画を決定する。 （９）設計図 受注者は、地下横断歩道の位置図、一般図、構造一般図、躯体構造詳細図、基礎構造の詳細設計図等を作成するものとする。 （１０）数量計算 受注者は、第 1211 条設計業務の成果（４）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。 （１１）関係機関との協議資料作成 受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第２項の（６）に準ずるものとする。 （１２）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 １）設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件および道路交通、沿道条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 ２）一般図を基に地下横断歩道等の規模、形式、設置位置、昇降形式等と設計基本条件および関連事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。 ３）設計方針および設計手法が適切であるかの照査を行う。また、施工方法、交通切廻方法が適切であるかの照査を行う。 ４）設計計算、設計図、数量の正確性、適切性および整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。また、本体、上屋および附属施設それぞれの取り合いについて整合性の照査を行う。 （１３）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 １）設計条件 ２）地下横断歩道等の規模及び形式の選定理由 ３）地下道の設置位置、昇降形式の選定理由	

改　　定	現　　行	備　考
作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1）設計条件 2）地下横断歩道等の規模及び形式の選定理由 3）地下道の設置位置、昇降形式の選定理由 4）特に考慮した事項 5）道路の交差条件、コントロールポイント 6）本体及び必要に応じ杭基礎について主要断面及び応力度の総括 7）主要材料、工事数量の総括 8）施工段階での注意事項、検討事項の記載 3．賃与資料 発注者が賃与する資料は下記を標準とする。 （1）地下横断歩道予備設計報告書 （2）当該地区整備基本計画報告書 （3）当該地区歩行者交通量実態調査報告書 （4）地質調査報告書 （5）道路実測平面図 （6）道路実測縦横断図 （7）道路埋設物件台帳 第７章　トンネル設計 第２節　トンネル設計 第6704条　山岳トンネル詳細設計 1．業務目的 山岳トンネル詳細設計は、予備設計で決定されたトンネル構造について設計図書に示される条件、関連道路設計、トンネル設備予備設計及び地質調査資料等、既存の関連資料を基に、トンネルの工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。 2．業務内容 山岳トンネル詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。なお、詳細設計は、山岳トンネル予備設計が実施されていることを前提としており、予備設計未実施のトンネルにおいては、設計図書に定める検討・設計項目について第6703 条山岳トンネル予備設計に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うも	4）特に考慮した事項 5）道路の交差条件、コントロールポイント 6）本体及び必要に応じ杭基礎について主要断面及び応力度の総括 7）主要材料、工事数量の総括 8）施工段階での注意事項、検討事項の記載 3．賃与資料 発注者が賃与する資料は下記を標準とする。 （1）地下横断歩道予備設計報告書 （2）当該地区整備基本計画報告書 （3）当該地区歩行者交通量実態調査報告書 （4）地質調査報告書 （5）道路実測平面図 （6）道路実測縦横断図 （7）道路埋設物件台帳 第７章　トンネル設計 第２節　トンネル設計 第6704条　山岳トンネル詳細設計 1．業務目的 山岳トンネル詳細設計は、予備設計で決定されたトンネル構造について設計図書に示される条件、関連道路設計、トンネル設備予備設計及び地質調査資料等、既存の関連資料を基に、トンネルの工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。 2．業務内容 山岳トンネル詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。なお、詳細設計は、山岳トンネル予備設計が実施されていることを前提としており、予備設計未実施のトンネルにおいては、設計図書に定める検討・設計項目について第6703 条山岳トンネル予備設計に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うものとする。 （1）設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。	

改　　定	現　　行	備　考
のとする。 （１）設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第２項の（２）に準ずるものとする。 なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。 （３）設計条件の確認 受注者は、設計条件の確認について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第２項の（３）に準ずるものとする。 （４）本体工設計 １）地山分類 受注者は、予備設計において決定された地山分類を基に、その後の調査及び検討結果を加味し、地山分類を行うものとする。 ２）トンネル断面及び支保工の設計 受注者は、予備設計において選定された適用断面について、その後の調査及び検討結果を考慮して、適用断面の妥当性の確認を行うとともに支保工の構造及び規模を選定するものとする。特に、坑口付近、断層、破砕帯等土圧の変化が予想される箇所、地表または近接して構造物がある場合、かぶりの薄い場合等は安全性、施工性を考慮して、補助工法の併用も考慮した断面及び支保工の検討を行うものとする。ただし、断面、支保工及び補助工法の検討は、類似トンネルの施工例等の既往資料を基に行うことを基本とする。なお、受注者は、設計図書に基づき、構造計算（ＦＥＭ解析等）及び補助工法の設計を行うものとする。 なお、切羽の自立が悪い場合に適用される支保パターン DI-a 以下では原則として鏡吹付けを実施することについて図面等の設計図書に記載することとする。 また、支保パターンＣⅡ-b 以上の場合であっても、以下のア～ウのいずれかの事項が発生することが懸念される場合には鏡吹付けの実施について検討する必要があることについて図面等の設計図書に記載することとする。 ア　鏡面から岩塊が抜け落ちる イ　鏡面の押出しを生じる ウ　鏡面は自立せず崩れあるいは流出 ３）掘削方式及び掘削工法の確認 受注者は、予備設計成果に、その後の調査及び検討結果を加味して、掘削方式及び掘削工法の妥当性を確認するものとする。	（２）現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第２項の（２）に準ずるものとする。 なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。 （３）設計条件の確認 受注者は、設計条件の確認について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第２項の（３）に準ずるものとする。 （４）本体工設計 １）地山分類 受注者は、予備設計において決定された地山分類を基に、その後の調査及び検討結果を加味し、地山分類を行うものとする。 ２）トンネル断面及び支保工の設計 受注者は、予備設計において選定された適用断面について、その後の調査及び検討結果を考慮して、適用断面の妥当性の確認を行うとともに支保工の構造及び規模を選定するものとする。特に、坑口付近、断層、破砕帯等土圧の変化が予想される箇所、地表または近接して構造物がある場合、かぶりの薄い場合等は安全性、施工性を考慮して、補助工法の併用も考慮した断面及び支保工の検討を行うものとする。ただし、断面、支保工及び補助工法の検討は、類似トンネルの施工例等の既往資料を基に行うことを基本とする。なお、受注者は、設計図書に基づき、構造計算（ＦＥＭ解析等）及び補助工法の設計を行うものとする。 ３）掘削方式及び掘削工法の確認 受注者は、予備設計成果に、その後の調査及び検討結果を加味して、掘削方式及び掘削工法の妥当性を確認するものとする。 （５）坑門工設計 受注者は、決定された坑門工について、坑門躯体の構造計算を行うとともに、坑門工背部前部の土工、法面工、抱き擁壁工、排水工の設計を行うものとする。なお、受注者は、設計図書に基づき、坑門工前部・背部の落石・雪崩防止工、地すべり対策工及び坑門工の杭基礎等の設計を行うもの	

改　　定	現　　行	備　考
（５）坑門工設計 受注者は、決定された坑門工について、坑門躯体の構造計算を行うとともに、坑門工背部前部の土工、法面工、抱き擁壁工、排水工の設計を行うものとする。なお、受注者は、設計図書に基づき、坑門工前部・背部の落石・雪崩防止工、地すべり対策工及び坑門工の杭基礎等の設計を行うものとする。 （６）坑門工比較設計 受注者は、設計図書に基づき、実測平面図を用い、１坑口あたり３案程度の比較案を抽出し、総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えるとともに簡易な透視図及び比較検討書を作成のうえ、坑門工の位置・型式を選定するものとする。 （７）防水工等設計 受注者は、トンネル内への漏水を防ぐための防水工の設計を行うものとする。 （８）排水工設計 受注者は、トンネルの湧水及び路面水を適切に処理するため、覆工背面排水、路面排水、路盤排水を考慮し、排水溝、排水管、集水桝等の排水構図物の設計を行うとともに、トンネル内の排水系統の計画を行うものとする。なお、受注者は、設計図書に基づき、坑門工前部の排水工の設計を行うものとする。 （９）舗装工設計 受注者は、設計図書に示される交通量をもとに、排水性、照明効果、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、トンネル内舗装（アスファルト舗装／コンクリート舗装等）の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。 （１０）非常用施設設計 １）トンネル等級の検討 受注者は、トンネル延長及び設計図書に示される交通量を基に、トンネル等級を決定するものとする。 ２）非常用施設の箱抜き設計 受注者は、決定したトンネル等級に基づき、非常用施設を選定し、配置計画を行うとともに施設収容のための箱抜きの設計を行うものとする。 （１１）内装設備設計 受注者は、設計図書に基づき、トンネルの内装について、トンネル延長交通量等を基に、照明効果、吸音効果、視線誘導効果等を考慮のうえ耐火性、安全性、経済性、維持・保守の難易度及び耐久性の比較を行い、調査職員に報告し、その指示に基づき、使用材料を決定し、設計するものとする。	とする。 （６）坑門工比較設計 受注者は、設計図書に基づき、実測平面図を用い、１坑口あたり３案程度の比較案を抽出し、総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えるとともに簡易な透視図及び比較検討書を作成のうえ、坑門工の位置・型式を選定するものとする。 （７）防水工等設計 受注者は、トンネル内への漏水を防ぐための防水工の設計を行うものとする。 （８）排水工設計 受注者は、トンネルの湧水及び路面水を適切に処理するため、覆工背面排水、路面排水、路盤排水を考慮し、排水溝、排水管、集水桝等の排水構図物の設計を行うとともに、トンネル内の排水系統の計画を行うものとする。なお、受注者は、設計図書に基づき、坑門工前部の排水工の設計を行うものとする。 （９）舗装工設計 受注者は、設計図書に示される交通量をもとに、排水性、照明効果、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、トンネル内舗装（アスファルト舗装／コンクリート舗装等）の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。 （１０）非常用施設設計 １）トンネル等級の検討 受注者は、トンネル延長及び設計図書に示される交通量を基に、トンネル等級を決定するものとする。 ２）非常用施設の箱抜き設計 受注者は、決定したトンネル等級に基づき、非常用施設を選定し、配置計画を行うとともに施設収容のための箱抜きの設計を行うものとする。 （１１）内装設備設計 受注者は、設計図書に基づき、トンネルの内装について、トンネル延長交通量等を基に、照明効果、吸音効果、視線誘導効果等を考慮のうえ耐火性、安全性、経済性、維持・保守の難易度及び耐久性の比較を行い、調査職員に報告し、その指示に基づき、使用材料を決定し、設計するものとする。 （１２）仮設構造物設計 受注者は、設計図書に基づき仮設桟橋及び防音壁等について、設計計算を行い断面形状･寸法を決定し、調査職員と協議のうえ、細部構造の設計を行うものとする。 （１３）設計図	

改　　定	現　　行	備　考
（１２）仮設構造物設計 受注者は、設計図書に基づき仮設桟橋及び防音壁等について、設計計算を行い断面形状･寸法を決定し、調査職員と協議のうえ、細部構造の設計を行うものとする。 （１３）設計図 受注者は、関連道路設計及び当該設計で決定した事項に基づき、以下に示す設計図を作成するものとする。 １）トンネル位置図 ２）平面図、縦断図 ３）地質平面・縦断図 ４）トンネル標準断面図及び支保工詳細図 ５）本体工補強鉄筋図 ６）坑門工一般図及び坑門工構造詳細図 ７）排水系統図及び排水工詳細図 ８）防水工等詳細図 ９）舗装工詳細図 １０）非常用施設配置図及び箱抜詳細図 （１４）施工計画 受注者は、下記に示す事項に関する検討を、取りまとめて記載した施工計画書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成するものとする。 １）トンネルの施工法、施工順序及び施工機械 ２）工事工程計画 ３）施工ヤード計画 ４）施工中の計測計画 ５）施工にあたっての留意事項なお、受注者は、施工方法、施工ヤード計画・立案は設計図書に規定する条件で行うものとする。 （１５）仮設備計画 受注者は、トンネル施工に伴う仮設備について、必要に応じて下記に示す項目の検討を行うとともに、参考図を作成するものとする。 １）工事中の換気設備（換気容量の算定及び設備計画） ２）工事中の仮排水計画（計画立案） ３）工事用電力設備（容量算定及び設備計画） ４）給水設備（使用量、水槽容量の算定） ５）給気設備（容量の算定） ６）汚濁水処理設備（計画立案） ７）ストックヤード（計画立案） ８）工事用道路計画（1/2,500 程度の地形図による概略検討） ９）環境対策（工事中の騒音、振動対策の計画立案） １０）施工中の計測計画（計測工配置図、計測工計器配置図）	受注者は、関連道路設計及び当該設計で決定した事項に基づき、以下に示す設計図を作成するものとする。 １）トンネル位置図 ２）平面図、縦断図 ３）地質平面・縦断図 ４）トンネル標準断面図及び支保工詳細図 ５）本体工補強鉄筋図 ６）坑門工一般図及び坑門工構造詳細図 ７）排水系統図及び排水工詳細図 ８）防水工等詳細図 ９）舗装工詳細図 １０）非常用施設配置図及び箱抜詳細図 （１４）施工計画 受注者は、下記に示す事項に関する検討を、取りまとめて記載した施工計画書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成するものとする。 １）トンネルの施工法、施工順序及び施工機械 ２）工事工程計画 ３）施工ヤード計画 ４）施工中の計測計画 ５）施工にあたっての留意事項なお、受注者は、施工方法、施工ヤード計画・立案は設計図書に規定する条件で行うものとする。 （１５）仮設備計画 受注者は、トンネル施工に伴う仮設備について、必要に応じて下記に示す項目の検討を行うとともに、参考図を作成するものとする。 １）工事中の換気設備（換気容量の算定及び設備計画） ２）工事中の仮排水計画（計画立案） ３）工事用電力設備（容量算定及び設備計画） ４）給水設備（使用量、水槽容量の算定） ５）給気設備（容量の算定） ６）汚濁水処理設備（計画立案） ７）ストックヤード（計画立案） ８）工事用道路計画（1/2,500 程度の地形図による概略検討） ９）環境対策（工事中の騒音、振動対策の計画立案） １０）施工中の計測計画（計測工配置図、計測工計器配置図） １１）安全対策（計画立案） （１６）景観検討 受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、坑門工等の景観検討を行うものとする。 （１７）関係機関との協議資料作成	

改　　定	現　　行	備　考
１１）安全対策（計画立案） （１６）景観検討 受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、坑門工等の景観検討を行うものとする。 （１７）関係機関との協議資料作成 受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第２項の（６）に準ずるものとする。 （１８）ずり捨場の検討 受注者は、指定された位置を対象に、ずり捨場の概略検討を行い、その結果を調査職員に報告し、指示を受けるものとする。なお、受注者は、設計図書の指示に基づき、ずり捨場の設計を行うものとする。 （１９）数量計算 受注者は、第 1211 条設計業務の成果（４）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。 （２０）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 １）設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 ２）一般図を基に換気方式、諸設備計画とトンネル断面及び地質条件、地山分類と支保パターン･掘削方式ならびに坑門工の位置・形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。 ３）設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設備と施工法の確認を行い、その妥当性についても照査を行う。 ４）設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。防水工等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。 （２１）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 １）設計条件 ２）トンネル諸元表（位置、平面線形、縦断線形、標準断面等） ３）坑門工の位置、型式 ４）排水工、防水工、舗装工	受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第２項の（６）に準ずるものとする。 （１８））ずり捨場の検討 受注者は、指定された位置を対象に、ずり捨場の概略検討を行い、その結果を調査職員に報告し、指示を受けるものとする。なお、受注者は、設計図書の指示に基づき、ずり捨場の設計を行うものとする。 （１９）数量計算 受注者は、第 1211 条設計業務の成果（４）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。 （２０）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 １）設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 ２）一般図を基に換気方式、諸設備計画とトンネル断面及び地質条件、地山分類と支保パターン･掘削方式ならびに坑門工の位置・形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。 ３）設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設備と施工法の確認を行い、その妥当性についても照査を行う。 ４）設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。防水工等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。 （２１）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 １）設計条件 ２）トンネル諸元表（位置、平面線形、縦断線形、標準断面等） ３）坑門工の位置、型式 ４）排水工、防水工、舗装工 ５）非常用施設計画 ６）施工計画及び仮設備計画 ７）施工中の計測計画 ８）工事実施にあたっての留意事項 ３．貸与資料	

改　　定	現　　行	備　考
5）非常用施設計画 6）施工計画及び仮設備計画 7）施工中の計測計画 8）工事実施にあたっての留意事項 3．貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。 （1）道路予備設計報告書及び設計図面 （2）道路詳細設計報告書及び設計図面 （3）地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面 （4）山岳トンネル予備設計報告書及び設計図面 （5）トンネル設備予備設計報告書及び設計図面 （6）地形測量図（平面図、縦断図、横断図） （7）坑門工周辺の実測地形平面図（縮尺 1/200～1/500） （8）対象地域の環境基準値 （9）交通量関連資料 第８章　橋梁設計 第１節　橋梁設計の種類 第6803条　橋梁予備設計 1．業務目的 橋梁予備設計は、設計図書、既存の関連資料を基に、上部工、下部工及び基礎工について比較検討を行い、最適橋梁形式とその基本的な橋梁諸元を決定することを目的とする。 2．業務内容 橋梁予備設計の業務内容は下記のとおりとする。 （1）設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （2）現地踏査 受注者は、架橋地点の現地踏査を行い、設計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状	発注者が貸与する資料は下記を標準とする。 （1）道路予備設計報告書及び設計図面 （2）道路詳細設計報告書及び設計図面 （3）地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面 （4）山岳トンネル予備設計報告書及び設計図面 （5）トンネル設備予備設計報告書及び設計図面 （6）地形測量図（平面図、縦断図、横断図） （7）坑門工周辺の実測地形平面図（縮尺 1/200～1/500） （8）対象地域の環境基準値 （9）交通量関連資料 第８章　橋梁設計 第１節　橋梁設計の種類 第6803条　橋梁予備設計 1．業務目的 橋梁予備設計は、設計図書、既存の関連資料を基に、上部工、下部工及び基礎工について比較検討を行い、最適橋梁形式とその基本的な橋梁諸元を決定することを目的とする。 2．業務内容 橋梁予備設計の業務内容は下記のとおりとする。 （1）設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （2）現地踏査 受注者は、架橋地点の現地踏査を行い、設計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量・地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。 （3）設計条件の確認 受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上	

改　　定	現　　行	備　考
況を把握するものとする。なお、現地調査（測量・地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。 （３）設計条件の確認 受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件を確認し、当該設計用に整理するものとする。 （４）橋梁形式比較案の選定 受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、調査職員と協議のうえ、設計する比較案をプレキャストを含む３案以上選定するものとする。 （５）基本事項の検討 受注者は、設計を実施する橋梁形式比較案に対して、下記に示す事項を標準として技術的検討を加えるものとする。 １）構造特性（安定性、耐震性、走行性） ２）施工性（施工の安全性、難易性、確実性、工事用道路及び作業ヤード） ３）経済性 ４）維持管理（耐久性、管理の難易性） ５）環境との整合（修景、騒音、振動、近接施工） （６）設計計算 受注者は、上部工の設計計算については、主要点（主桁最大モーメント又は軸力の生じる箇所）の概算応力計算及び概略断面検討を行い、支間割、主桁配置、桁高、主構等の決定を行うものとする。下部工及び基礎工については、躯体及び基礎工の形式規模を想定し、概算の応力計算及び安定計算を行うものとする。 （７）設計図 受注者は、橋梁形式比較案のそれぞれに対し、一般図（平面図、側面図、上下部工・基礎工主要断面図）を作成し、鉄道、道路、河川との関連、建築限界及び河川改修断面図等を記入するほか土質柱状図を記入するものとする。なお、構造物の基本寸法の表示は、橋長、支間、桁間隔、下部工及び基礎工の主要寸法のみとする。 （８）景観検討 受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、橋梁形式の選定に必要な概略の景観検討を行うものとする。 （９）関係機関との協議資料作成 受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第２項の（６）に準ずるものとする。 （１０）概算工事費	の基本条件を確認し、当該設計用に整理するものとする。 （４）橋梁形式比較案の選定 受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、調査職員と協議のうえ、設計する比較案３案を選定するものとする。 （５）基本事項の検討 受注者は、設計を実施する橋梁形式比較案に対して、下記に示す事項を標準として技術的検討を加えるものとする。 １）構造特性（安定性、耐震性、走行性） ２）施工性（施工の安全性、難易性、確実性、工事用道路及び作業ヤード） ３）経済性 ４）維持管理（耐久性、管理の難易性） ５）環境との整合（修景、騒音、振動、近接施工） （６）設計計算 受注者は、上部工の設計計算については、主要点（主桁最大モーメント又は軸力の生じる箇所）の概算応力計算及び概略断面検討を行い、支間割、主桁配置、桁高、主構等の決定を行うものとする。下部工及び基礎工については、躯体及び基礎工の形式規模を想定し、概算の応力計算及び安定計算を行うものとする。 （７）設計図 受注者は、橋梁形式比較案のそれぞれに対し、一般図（平面図、側面図、上下部工・基礎工主要断面図）を作成し、鉄道、道路、河川との関連、建築限界及び河川改修断面図等を記入するほか土質柱状図を記入するものとする。なお、構造物の基本寸法の表示は、橋長、支間、桁間隔、下部工及び基礎工の主要寸法のみとする。 （８）景観検討 受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、橋梁形式の選定に必要な概略の景観検討を行うものとする。 （９）関係機関との協議資料作成 受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第２項の（６）に準ずるものとする。 （１０）概算工事費 受注者は、橋梁形式比較案のそれぞれに対し、第 1211 条設計業務の成果（５）に基づき概算工事費を算定するものとする。 （１１）橋梁形式比較一覧表の作成 受注者は、橋梁形式比較案に関する検討結果をまとめ、橋梁形式比較一覧表を作成するものとする。	

改　　定	現　　行	備　考
受注者は、橋梁形式比較案のそれぞれに対し、第 1211 条設計業務の成果（５）に基づき概算工事費を算定するものとする。 （１１）橋梁形式比較一覧表の作成 受注者は、橋梁形式比較案に関する検討結果をまとめ、橋梁形式比較一覧表を作成するものとする。 橋梁形式比較一覧表には一般図（側面図、上下部工及び基礎工断面図）を記入するほか、（５）で実施した技術的特徴、課題を列記し、各橋梁形式比較案の評価を行い、最適橋梁形式案を明示するものとする。 （１２）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 １）基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 ２）一般図を基に橋台位置、径間割り、支承条件及び地盤条件と橋梁形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。 ３）設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 ４）設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。 （１３）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 １）設計条件 ２）橋梁形式比較案毎に当該構造物の規模及び形式の選定理由 ３）道路、鉄道、河川の交差条件、コントロールポイント ４）主要部材の概略数量 ５）概算工事費 ６）主桁主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法、くい本数等概略計算の主要結果 ７）橋梁形式比較一覧表 ８）詳細設計に向けての必要な調査、検討事項 ３．貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。 （１）道路概略設計報告書 （２）道路予備設計報告書	橋梁形式比較一覧表には一般図（側面図、上下部工及び基礎工断面図）を記入するほか、（５）で実施した技術的特徴、課題を列記し、各橋梁形式比較案の評価を行い、最適橋梁形式案を明示するものとする。 （１２）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 １）基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 ２）一般図を基に橋台位置、径間割り、支承条件及び地盤条件と橋梁形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。 ３）設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 ４）設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。 （１３）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 １）設計条件 ２）橋梁形式比較案毎に当該構造物の規模及び形式の選定理由 ３）道路、鉄道、河川の交差条件、コントロールポイント ４）主要部材の概略数量 ５）概算工事費 ６）主桁主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法、くい本数等概略計算の主要結果 ７）橋梁形式比較一覧表 ８）詳細設計に向けての必要な調査、検討事項 ３．貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。 １）道路概略設計報告書 ２）道路予備設計報告書 ３）地質調査報告書 ４）実測平面図（縮尺 1/200～1/500） ５）実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200） ６）周辺施設（既設、計画）に関する資料 ７）環境影響評価報告書	

改　　定	現　　行	備　考
（３）地質調査報告書 （４）実測平面図（縮尺 1/200～1/500） （５）実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200） （６）周辺施設（既設、計画）に関する資料 （７）環境影響評価報告書 第９章　道路施設点検 第２節　道路防災カルテ点検 第6902条　道路防災カルテ点検 １．業務目的 道路防災カルテ点検は、過年度に作成された道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。 ２．業務内容 （１）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）防災カルテを用いた点検 受注者は、「防災カルテ作成・運用要領」に定められた内容に従って、設計図書に示されたカルテ箇所の点検を実施すること。 （３）防災カルテ修正 受注者は、防災カルテ点検結果を「防災カルテ作成・運用要領」に基づき修正すること。 なお、修正方法については、事前に調査職員と協議のうえ承諾を得ること。 （４）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 （５）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210　条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 第３節　橋梁定期点検	第９章　道路施設点検 第２節　道路防災カルテ点検 第6902条　道路防災カルテ点検 １．業務目的 道路防災カルテ点検は、発注者より貸与される道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。 ２．業務内容 （１）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）防災カルテを用いた点検 受注者は、「防災カルテ作成・運用要領」に定められた内容に従って、設計図書に示されたカルテ箇所の点検を実施すること。 （３）防災カルテ修正 受注者は、防災カルテ点検結果を「防災カルテ作成・運用要領」に基づき修正すること。 なお、修正方法については、事前に調査職員と協議のうえ承諾を得ること。 （４）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 （５）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210　条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 第３節　橋梁定期点検 第6903条　橋梁定期点検 １．業務目的 橋梁定期点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に係る維持管理を効率的に行うために必要な基礎資料を得る	

改　　定	現　　行	備　考
第6903条　橋梁定期点検 1．業務目的 橋梁定期点検は、橋梁利用者や第三者への被害の回避，落橋など長期にわたる機能不全の回避，長寿命化への時宜を得た対応などの橋梁に係る維持管理を適切に行うため，道路橋の最新の状態を把握するとともに，次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行ううえで必要な情報を得ることを目的とする。 2．　業務内容 橋梁定期点検の業務内容は下記のとおりとする。 （1）計画準備 1）業務計画書 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項及び次に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 ①　安全管理計画 2）実施計画書 受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をしたうえで実施計画書を橋梁毎に作成し、調査職員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。 ①業務内容　⑦仮設備計画 ②対象橋梁位置図　⑧使用建設機械 ③現地踏査の調査記録　⑨安全管理計画（交通規制含む） ④業務実施方針　⑩環境対策 ⑤実施体制　⑪連絡体制（緊急時含む。） ⑥実施工程表 実施体制については、橋梁検査員等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。 3）部材番号図等の整備 受注者は、関連資料の収集及び点検時に必要となる部材番号図等の作成及び修正を行うものとする。 （2）現地踏査 1）現地踏査の内容 受注者は、橋梁定期点検に先立ち点検対象橋梁における、橋梁の損傷（劣化等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。なお、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により点検時に接近が困難なことなどが予想される場合や、橋梁の状況（排水桝あるいは支承周辺の土砂詰まり等）により点検作業等に支障がある場合には、調査職員と協議するものとする。	ことを目的とする。 2．　業務内容 橋梁定期点検の業務内容は下記のとおりとする。 （1）計画準備 1）業務計画書 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項及び次に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 ①　安全管理計画 2）実施計画書 受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をしたうえで実施計画書を橋梁毎に作成し、調査職員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。 ①業務内容　⑦仮設備計画 ②対象橋梁位置図　⑧使用建設機械 ③現地踏査の調査記録　⑨安全管理計画（交通規制含む） ④業務実施方針　⑩環境対策 ⑤実施体制　⑪連絡体制（緊急時含む。） ⑥実施工程表 実施体制については、橋梁点検員・点検補助員等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。 3）部材番号図等の整備 受注者は、関連資料の収集及び点検時に必要となる部材番号図等の作成及び修正を行うものとする。 （2）現地踏査 1）現地踏査の内容 受注者は、橋梁定期点検に先立ち点検対象橋梁における、橋梁の損傷（劣化等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。なお、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により点検時に接近が困難なことなどが予想される場合や、橋梁の状況（排水桝あるいは支承周辺の土砂詰まり等）により点検作業等に支障がある場合には、調査職員と協議するものとする。 2）緊急対応が必要な場合の報告 受注者は、現地踏査時に緊急対応が必要と判断される損傷等を発見した場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。 （3）橋梁点検員 受注者は、業務の実施にあたって橋梁点検員を定め調査職員に提出する	

改　　定	現　　行	備　考
2）緊急対応が必要な場合の報告 受注者は、現地踏査時に緊急対応が必要と判断される損傷等を発見した場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。 （3）橋梁検査員 受注者は、業務の実施にあたって橋梁検査員を定め調査職員に提出するものとする。なお、橋橋梁検査員は、客観事実としての部材毎の損傷程度の評価や外観性状の記録、作業の安全管理等に適正な能力を有し、データの収集及び記録を適正に行うために必要な橋梁の設計、施工又は維持管理に関する知識を有する者とする。 （4）定期点検 受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。 1）近接目視点検 点検は近接目視・打音・触診以外の方法も含めて，目的に照らして部材等の状態の客観事実を的確に把握することができる適切な方法により点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について調査職員と協議するものとする。 2）損傷程度の評価 点検対象橋梁について、定期点検要領に基づき、損傷程度の評価を行う。 3）定期点検結果の記録 定期点検結果をもとに、定期点検要領に定める点検記録様式を作成するものとする。 4）緊急対応が必要な場合の報告 点検時に緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。 （5）第三者被害予防措置 受注者は、次の項目について点検・措置及び資料の作成を行うものとする。 1）打音検査及び第三者被害予防措置 打音検査は所定の点検ハンマでコンクリート表面を叩いてその打音から損傷の有無を推定する。打音検査で、濁音が認められた箇所には、チョークでマーキングを行う。また、マーキングされたうき・剥離箇所に対して、所定の石刃ハンマでできる限り、その部分のコンクリートを叩き落とすものとする。なお、うき、はく離の範囲が広い場合やＰＣ桁等叩き落とすことによって構造の安全性が損なわれるおそれのある場合は、調査職員と協議するものとする。 2）遠望目視及び非破壊検査 １次スクリーニングで「遠望目視及び非破壊検査（赤外線サーモグラ	ものとする。なお、橋梁点検員は、橋梁に関して十分な知識と実務経験などを有するものとする。 （4）定期点検 受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。 1）近接目視点検 点検は近接目視を原則とし、必要に応じて橋梁点検車又はリフト車等の近接手段を用いて点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について調査職員と協議するものとする。 2）損傷程度の評価 点検対象橋梁について、定期点検要領に基づき、損傷程度の評価を行う。 3）定期点検結果の記録 定期点検結果をもとに、定期点検要領に定める点検調書を作成するものとする。 4）緊急対応が必要な場合の報告 点検時に緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。 （5）第三者被害予防措置 受注者は、次の項目について点検・措置及び資料の作成を行うものとする。 1）打音検査及び第三者被害予防措置 打音検査は所定の点検ハンマでコンクリート表面を叩いてその打音から損傷の有無を推定する。打音検査で、濁音が認められた箇所には、チョークでマーキングを行う。また、マーキングされたうき・剥離箇所に対して、所定の石刃ハンマでできる限り、その部分のコンクリートを叩き落とすものとする。なお、うき、はく離の範囲が広い場合やＰＣ桁等叩き落とすことによって構造の安全性が損なわれるおそれのある場合は、調査職員と協議するものとする。 2）遠望目視及び非破壊検査 １次スクリーニングで「遠望目視及び非破壊検査（赤外線サーモグラフィー法）」を採用する場合は、調査職員と協議するものとする。 3）第三者被害予防措置結果の記録 第三者被害予防措置結果をもとに、第三者要領に定める点検調書を作成するものとする。 4）その他	

改　　定	現　　行	備　考
フィー法）」を採用する場合は、調査職員と協議するものとする。 3）第三者被害予防措置結果の記録 第三者被害予防措置結果をもとに、第三者要領に定める点検調書を作成するものとする。 4）その他 予防措置時に緊急対応が必要と判断される損傷が発見された場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。 （6）関係機関との協議資料作成 受注者は、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。 （7）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 （8）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、橋梁定期点検結果等においては定期点検・カルテ入力システムに入力することにより、データ作成を行うものとする。	予防措置時に緊急対応が必要と判断される損傷が発見された場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。 （6）関係機関との協議資料作成 受注者は、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。 （7）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 （8）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、橋梁定期点検結果等においては定期点検・カルテ入力システムに入力することにより、データ作成を行うものとする。	
第４節　成果物	第４節　成果物	
第6904条　成果物 受注者は、次の各号について成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、納品するものとする。	第6904条　成果物 受注者は、次の各号について成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部提出するものとする。	
（1）道路防災カルテ点検 点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。 なお、防災カルテについては、全国道路施設点検データベース（土工）への登録によるものとし、電子納品から除外するものとする。	（1）道路防災カルテ点検 点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。	
（2）橋梁定期点検 定期点検及び第三者被害予防措置における点検調書及び特記仕様書によるものとする。 なお、記録様式については、全国道路施設点検データベース（橋梁）への登録によるものとし、電子納品から除外するものとする。	（2）橋梁定期点検 定期点検及び第三者被害予防措置における点検調書及び特記仕様書によるものとする。	